

金融審議会公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ報告(1) —公開買付制度—

京都大学 山下 徹哉

1 はじめに

- 金融担当大臣の諮問（令和5年3月2日金融審議会総会・金融分科会）
 - 公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方に関する検討
 - ◆ 近時の資本市場における環境変化を踏まえ、市場の透明性・公正性の確保や、企業と投資家との間の建設的な対話の促進等の観点から、公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について検討を行うこと。
- 金融審議会公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ（WG）
 - 令和5年6月5日～12月19日（計6回）：公開買付制度は1・2・3・5・6回目
 - 令和5年12月25日：金融審議会公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ報告（WG報告）公表
- 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律〔令和6年法律第32号〕（R6法改正）
 - 令和6年3月15日提出、5月15日成立、同月22日公布
 - 施行は公布日から2年を超えない範囲内の政令で定める日（附則1条3号）

■WG報告の論点まとめ

論点	WG 報告	法改正
1. 欧州型の規制への転換	○	×
2. 市場内取引の取扱い		
(1) 3分の1ルールにおける取扱い	◎	○
(2) 閾値間の取引の取扱い	◎	○
(3) 「急速な買付け等」の規制		
検討課題①：規制の廃止	×	○
検討課題②：公開買付けによる1/3超取得の適用排除	×	×
規制要件における市場内取引（立会内）の位置付けの変更	◎	×
3. 強圧性の問題を巡る対応		
部分買付けの原則禁止	○	×
部分買付けの場合の公開買付届出書における開示の規律強化	◎	×
一定株主が反対する部分買付けの株主意思確認の義務付け	△	×

公開買付け成立後に追加応募期間の設定：義務付け	×	×
公開買付け成立後に追加応募期間の設定：任意措置の許容	◎	×
4. 3分の1ルールの閾値		
閾値の30%への引下げ	◎	○
全部買付義務の閾値(2/3)の引下げ	×	×
5. 金融商品取引業者等による顧客からの買付け等(5%ルール)		
6. 公開買付制度の柔軟化・運用体制		
英国Takeover Panelに準じた体制の整備	×	×
個別事案ごとの当局承認により規制を免除する制度の整備	◎	×
7. 公開買付けの予告		
8. その他の課題		
①公開買付価格の均一性：特定大株主等からの取得	◎	×
②公開買付価格の均一性：異なる種類の株券等	◎	×
③公開買付届出書の事前相談に係る当局の対応方針の明確化	◎	×
④公開買付期間中の配当実施と公開買付価格の引下げ	◎	×
⑤公開買付けの撤回事由の拡充	◎	×
⑥「買付け等」の範囲の明確化	◎	×
⑦公開買付届出書参照による公開買付説明書の内容の簡素化	◎	○
⑧公開買付届出書の記載事項の見直し	◎	×
9. 今後の課題		
公開買付けの事前・事後の救済制度	○	×
当局による是正措置の活用	◎	×

WG報告：◎見直し／○引き続き検討／△賛成多し／×結論得られず

法改正：○改正の対象／×改正の対象外

2 見直し検討の背景

(1) 公開買付制度の複雑化、趣旨の混在

- 昭和46年改正 →情報開示、投資者間の公平な取扱い
 - 公開買付規制
- 平成2年改正 →支配権取引の透明性の確保、支配権プレミアムの分配
 - 強制公開買付規制(3分の1ルール)
- 平成18年改正 →3分の1ルールの脱法禁止、少数株主保護、買収者間の公平性
 - 「急速な買付け」規制
 - 全部買付義務／全部勧誘義務など
 - 買収者競合時の公開買付けの強制

(2) 市場環境の変化

- 平成 18 年改正以降、大きな改正はされず。
- その間の資本市場における環境変化
 - 市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加
 - M&A の多様化

3 WG 報告の紹介①——法改正済み

(1) 市場内取引（立会内）に対する強制公開買付規制（3 分の 1 ルール）の適用

- 従前
 - 市場内取引（立会内）は、強制公開買付規制（3 分の 1 ルール¹）の適用対象外（R6 法改正前 27 条の 2 第 1 項 2 号 3 号）
 - ❖ 競争売買の手法により価格形成が行われるため、一定の透明性・公正性が担保されている²。
 - ❖ 市場内取引には、透明性・公正性・公開性があるため、規制の必要なし³。
 - しかし、市場内取引は、事前の情報開示もないし、株主間の平等取扱いも不十分であり、これを適用対象外とすることに立法論的な疑問が提起されていた⁴。
- WG 報告⁵
 - 近時は市場内取引（立会内）を通じて議決権の 3 分の 1 超を短期間のうちに取得する事例が見受けられ、会社支配権に重大な影響を及ぼす取引について、投資判断に必要な情報・時間が一般株主に十分に与えられていないという問題あり⁶。
 - 会社支配権に重大な影響を及ぼす証券取引は、その透明性・公正性の観点から、投資者による適切な投資判断の機会を確保するためには、当該取引の目的・数量・価格等に関する事前の情報開示や熟慮期間、さらには株主の平等取扱いの機会が担保されるべきであり、市場内取引（立会内）はこれを満たさない。
 - よって、市場内取引（立会内）も 3 分の 1 ルールの適用対象とすべきである。

¹ なお、3 分の 1 ルールは、R6 法改正により閾値が 30% に引き下げられるが、本報告では、閾値引下げ後もなお 3 分の 1 ルールという呼び方を維持する。

² WG 報告 3 頁。

³ 神崎克郎「公開買付制度の適用範囲」河本一郎先生古稀祝賀『現代企業と有価証券の法理』（有斐閣、1994）197 頁。

⁴ 飯田秀総『金融商品取引法』（新世社、2023）231 頁

⁵ WG 報告 3 頁。

⁶ WG 報告 3 頁注 2 は、東京機械製作所事件抗告審決定（東京高決令和 3・11・9 金判 1641 号 10 頁）が、市場内取引（立会内）を通じて約 3 か月間のうちに 39.94% の株式を取得したことは、「一般株主からすると、投資判断に必要な情報と時間が十分に与えられず、… …一般株主に対する売却への動機付けないし売却へ向けた圧力（強圧性）を持つものと認められる」と判示したこと引用する。

- R6 法改正

- 改正前 27 条の 2 第 1 項 2 号：「取引所金融商品市場外における株券等の買付け等 ……であつて著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合における株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における当該株券等の買付け等」
- 改正後 27 条の 2 第 1 項 1 号：「株券等の買付け等の後におけるその者の所有……に係る株券等の株券等所有割合が百分の三十を超えることとなる場合又は株券等の買付け等の前におけるその者の所有に係る株券等所有割合が既に百分の三十を超えている場合における当該株券等の買付け等」

- コメント

- 「透明性・公正性」の意味
 - ✧ 従前：証券取引の透明性・公正性
 - ✧ WG 報告：支配権変動の透明性・公正性

(2) 閾値間の取引に関する適用除外

- 従前

- 特定買付け等⁷の前に対象会社の議決権の過半数を保有する者が市場外取引で株券等を追加取得する場合は、3 分の 2 に至るまでは、3 分の 1 ルールの適用除外（改正前 27 条の 2 第 1 項ただし書・施行令 6 条の 2 第 1 項 4 号。下記図表）⁸。
 - ✧ 議決権の過半数を有する買付者は既に支配権を取得しており、追加取得しても支配権の変動が生じないから。ただし、3 分の 2 を超える場合は全部買付義務との関係で適用除外とならない⁹。

II A 2

(参考) 閾値間の取引に関する適用除外

- 現行の公開買付制度上、過半数～2/3は公開買付けによらず市場外取引を通じて買付け等を行うことが可能（適用除外）とされているが、1/3～50%についてはそのような適用除外が設けられていない。
- 諸外国においては、閾値間の取引については、一定割合以上の取得に限定して強制公開買付規制を適用する例も存在。



⁷ 施行令 6 条の 2 第 3 項に定める株券の買付け等であり、著しく少数の者（60 日間に 10 名以内）からの株券の買付け等のこと。

⁸ WG 第 5 回会合事務局説明資料 10 頁。

⁹ 黒沼悦郎『金融商品取引法〔第 2 版〕』（有斐閣、2020）282 頁、飯田・前掲注 4) 240 頁。

- WG 報告¹⁰
 - 市場内取引（立会内）も 3 分の 1 ルールの適用対象とするなら（前記（1））、3 分の 1～半数・過半数～3 分の 2 の買付けの全てが強制公開買付規制の対象となるところ、制度目的に照らして過剰な規制とならないようすべきである。
- R6 法改正
 - 改正後 27 条の 2 第 1 項 1 号：「……買付け等（株券等の買付け等の前におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が既に百分の三十を超えている場合における株券等の買付け等のうち、買付け等を行う株券等の数又は買付け等の価格の総額が著しく少ない場合として政令で定める場合に該当し、かつ、当該株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が政令で定める割合以上とならないもの（次号に規定する特定市場外買付け等に該当しないものに限る。）を除く。）」
 - ✧ 特定市場外買付け等：市場外取引かつ 60 日間に 10 名超からの買付け等¹¹
 - 30% 超の取引で特定市場外買付け等に当たらないものは、僅少な買付けの場合などについて、適用除外を認める。→具体的な要件は政令に委任。
- コメント
 - 同じく「閾値間の取引の取扱い」として整理されているが、従来あった議決権 50% 超の者が市場外で買い増す場合の適用除外とは、異なるタイプの適用除外（議決権 30% 超の者が僅少な買い増しを行う場合）。

(3) 「急速な買付け等」の規制の廃止

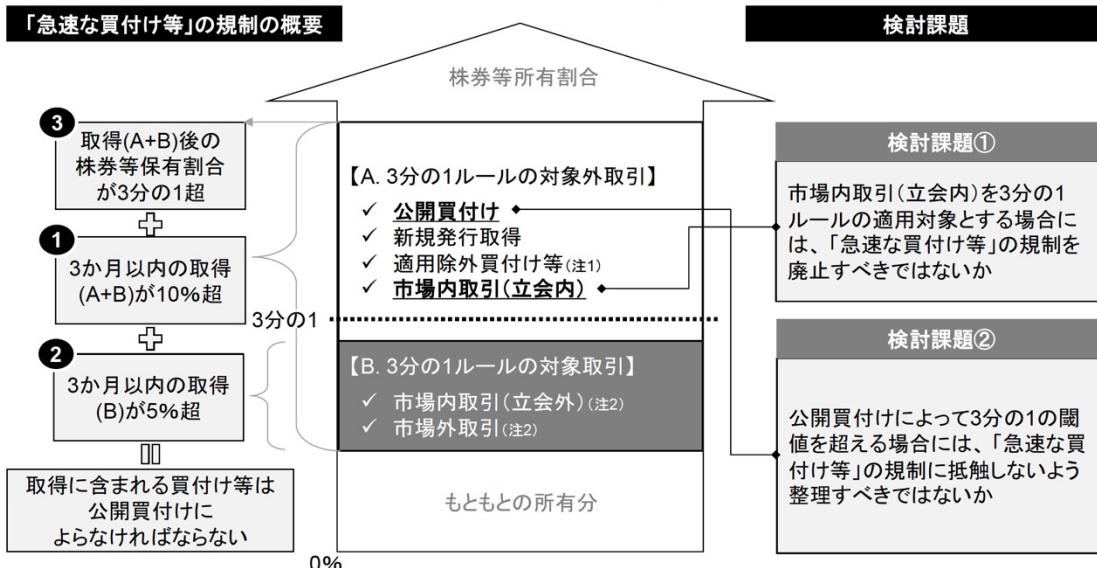
- 従前
 - 「急速な買付け等」（改正前 27 条の 2 第 1 項 4 号・施行令 7 条 2 項～4 項）
 - ✧ ① 3 か月以内に、株券等の総数の 10% 超の株券等の取得を行い、
 - ✧ ② ①の取得のうち、株券等の総数の 5% 超の株券等の取得が、市場外取引または立会外取引（公開買付けおよび適用除外買付け等を除く）によるものである場合であって、
 - ✧ ③ 取得の後における株券等所有割合が 3 分の 1 超となるときには、その中に含まれる株券等の買付け等は公開買付けによらなければならないとする規制（次頁図表）¹²。

¹⁰ WG 報告 4 頁。

¹¹ 改正後 27 条の 2 第 1 項 2 号：特定市場外買付け等＝「取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（取引所金融商品市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による株券等の買付け等及び著しく少數の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合における株券等の買付け等を除く。）をいう。」

¹² WG 報告 4 頁注 3、5 頁。

(参考)「急速な買付け等」の規制の概要と検討課題



(注1) 適用除外買付け等とは、新株予約権の行使による買付け等、1年以上継続して形式的特別関係者に該当する者からの買付け等その他政令で定める政令で定める株券等の買付け等をいう。
 (注2) 公開買付け及び適用除外買付け等を除く。

- WG 報告¹³
 - 検討課題①: 規制廃止 → 結論に至らず。
 - ✧ 賛成意見 = 典型的対象場面は捕捉可能
 - ✧ 反対意見 = 第三者割当増資や適用除外買付け等との組合せはあり得る／取引の実質的一体性の範囲が不明確となる
 - 検討課題②: 公開買付けによる 1/3 超取得の適用排除 → 結論に至らず。
 - ✧ 賛成意見 = 規制目的が 3 分の 1 ルールの潜脱防止／市場内取引（立会内）を通じて買収の toehold を築いた後に公開買付けを開始するという一般的な買収手法は阻害されてはならない
 - ✧ 反対意見 = 上記 B の取引を通じて大量の株券等を取得した後に直ちに、ごくわずかな株券等についてのみ公開買付けを開始して 3 分の 1 を超えようすることは、透明性・公正性の観点で疑義あり
 - 市場内取引（立会内）を 3 分の 1 ルールの適用対象とすることに伴い、市場内取引（立会内）を上記 B の取引として整理すべきである。
- R6 法改正
 - 改正前 27 条の 2 第 1 項 4 号の削除
- コメント
 - 市場内取引（立会内）が 3 分の 1 ルールの適用対象となることで、規制の典型的対象場面はカバーできること、規制を残した場合に、toehold を用いた買収手法を許容しつつ、検討課題②の反対意見の懸念に対応するのは困難なことが影響？

¹³ WG 報告 5 頁～6 頁。

- 規制廃止の帰結として、以下の株券等所有割合の 5%超の取得行為は公開買付けが不要になるとの指摘あり¹⁴。
 - ❖ ① 市場外取引で株券等所有割合の 5%超取得し、その 3 ヶ月以内に、公開買付けを行うことにより株券等所有割合にして 10%超を増加させ、その結果、30%超となる場合
 - ❖ ② 市場外取引で株券等所有割合の 5%超取得し、その 3 ヶ月以内に、新株発行を通じた取得により株券等所有割合にして 10%超を増加させ、その結果、30%超となる場合

(4) 買収者競合時の公開買付け強制の廃止

- R6 法改正
 - 改正前 27 条の 2 第 1 項 5 号の削除
- コメント
 - WG 報告で言及はないが、市場内取引（立会内）が 3 分の 1 ルールの適用対象となることで、そちらでカバーできると考えられたものと思われる。

(5) 3 分の 1 ルールの閾値：30%への引き下げ

- 従前
 - 強制公開買付規制（3 分の 1 ルール）の閾値は 3 分の 1（改正前 27 条の 2 第 1 項 2 号）
 - ❖ 株主総会の特別決議を阻止できる基本的な割合だから¹⁵。それに加えて、会社に対して一定の支配権を行使できる程度の所有割合でもある¹⁶。
- WG 報告
 - 諸外国では、閾値を 30%とする例が多い。
 - わが国の上場会社における議決権行使割合を勘案すれば、30%の議決権により、多くの上場会社で株主総会の特別決議の阻止が可能であるし、普通決議にも重大な影響を及ぼし得る。
 - 公開買付制度の目的は、会社支配権等に影響を及ぼすような証券取引の「透明性・公正性」を確保する点にある。→閾値を 30%に引き下げることが適当である。
- R6 法改正
 - 改正後 27 条の 2 第 1 項 1 号：「百分の三十を超える」

¹⁴ アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 M&A プラクティスグループ「公開買付制度の改正による実務への影響（速報）」2024 年 3 月 3 頁 (https://www.amtlaw.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/240321.pdf)。

¹⁵ WG 報告 7 頁。

¹⁶ 黒沼・前掲注 9) 279 頁～280 頁、飯田・前掲注 4) 229 頁。

(6) 公開買付届出書参照による公開買付説明書の内容の簡素化

- 従前
 - 公開買付届出書と公開買付説明書は、内容がほぼ重複する（27条の3第2項・他社株買付府令12条と27条の9第1項・他社株買付府令24条）。
- WG 報告
 - 公開買付説明書の交付・訂正に関する事務負担が、費用対効果に合わない。
 - 公開買付届出書を参照すべき旨を記載すれば、公開買付け説明書の内容を簡素化することを可能にすべきである¹⁷。
- R6 法改正
 - 改正後27条の9第2項：「公開買付者が、前項の規定に基づき公開買付説明書に記載すべき事項のうち、公開買付届出書に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除く。以下この項において同じ。）について、公開買付届出書を参照すべき旨及び投資者が当該公開買付届出書に記載された事項を閲覧するため必要な事項として内閣府令で定める事項を公開買付説明書に記載した場合には、公開買付説明書に当該公開買付届出書に記載された事項の記載をしたものとみなす。」
 - 改正後27条の9第4項：「公開買付者は、……訂正届出書を提出した場合には、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める場合を除き、直ちに、……公開買付説明書を訂正し、かつ、……訂正した公開買付説明書を交付しなければならない。」

4 WG 報告の紹介②——見直し提言

(1) 強圧性への対応

- 従前
 - 部分買付け（＝上限を付した公開買付け）の許容（27条の13第4項2号）
- WG 報告¹⁸
 - 措置I 部分買付けの原則禁止¹⁹ →引き続き検討
 - ❖ 賛成意見＝部分買付けは「強圧性」の問題あり／支配株主と一般株主の利益相反構造が生じ得るのに、少数株主の売却機会が保障されない
 - ❖ 反対意見＝望ましいM&A 阻害効果／利益相反構造の解消は他の方策も含め検討すべきである
 - 部分買付けの場合に公開買付届出書における開示の規律強化をすべきである。

¹⁷ WG 報告11頁。

¹⁸ WG 方向6頁～7頁。

¹⁹ WGでの議論では、全部買付義務の閾値を3分の2から引き下げる措置として検討対象とされていた（たとえば、WG第5回会合事務局説明資料14頁）。

- ❖ 利益相反構造への対応策／一般株主から反対された場合の対応策など
- 措置II 一定株主が反対する部分買付けについて、株主意思確認の義務付け²⁰ → 結論に至らず。
 - ❖ 賛成多いが、意思確認の方法について意見の一致を見ない。
- 措置III 公開買付け成立後に追加応募期間の設定²¹ →任意なら許容
 - ❖ 義務付けには反対意見あり。
 - 応募判断を先送りする投資家が多く出れば、公開買付の成立可能性を著しく低下させる。
 - 成立可能性を高めるため、公開買付の下限を設定しない、低い下限を設定するなど、かえって強圧性の高い公開買付けを誘引するのではないか。
 - ❖ 任意の措置として行うことを禁止する必要はない。
- コメント
 - 措置IIにおける意思確認の方法は、それほど大きな対立があったのか？

(2) 5%ルールの例外

- 従前
 - 多数の者（60日間で10名超）から買付け等を行い、その後の株券等所有割合が5%超となる場合は、公開買付けが義務付けられる（改正前27条の2第1項1号）
- WG報告²²
 - 日常の営業活動等で反復継続的に株券等の売買を行う金融商品取引業者等の売買取引を過度に制限している側面がある。
 - 特に、顧客の流動性を確保する目的で金融商品取引業者等が顧客から自己勘定で行う買付け等のうち、①単元未満株式の買付け等、②機関投資家等の顧客からの買付け等であって、その後直ちに売却することを予定しているものは、5%ルールの適用対象とならないことを明確化する。

(3) その他

- 公開買付制度の柔軟化・運用体制の整備
 - 個別事案ごとの当局承認により規制を免除する制度の整備²³

²⁰ ①公開買付けに応募するか否かの意思表示と②公開買付けへの賛否の意思表示を区分し、②で賛成が反対を上回る場合にのみ公開買付けの実施を認めるもの（WG第5回会合事務局説明資料13頁）。

²¹ 公開買付期間を①通常の応募期間と②追加応募期間に分け、①で公開買付けの成立が確定した場合には、②の追加応募期間を設けるもの（WG第5回会合事務局説明資料13頁）。

²² WG報告8頁。

²³ WG報告9頁。

- 各種の規制緩和²⁴
- 当局による是正措置（訂正命令の発出や緊急差止命令の申立て）の活用²⁵
- 公開買付けの予告
 - 開示のあり方の整備²⁶

5 WG 報告の紹介③——要検討事項

(1) 欧州型の規制への転換

- 従前
 - 日本は事前規制
- WG 報告²⁷
 - 欧州は事後規制で、規制趣旨が明確であり（＝支配権の変動時に少数株主に退出機会の保障）、それが貫徹されている。一般株主の保護に手厚い。
 - ✧ 全部買付義務
 - ✧ 市場内取引の規制
 - ✧ 第三者割当増資も公開買付規制の適用対象
 - ✧ 最低価格規制
 - 結論を出すのは時期尚早 →引き続き検討
 - ✧ 将来的な移行可能性を念頭に置きつつ、前提となり得る体制（例外を柔軟に認めるための体制）を整備し、少数株主保護のあり方を幅広く検討したうえで結論を出すべきである。
 - また、第三者割当増資を 3 分の 1 ルールの適用対象とするかは、結論に至らず。
 - ✧ 賛成意見：支配権異動時の少数株主の退出機会の確保
 - ✧ 反対意見：企業の資金調達を阻害しないためには例外を柔軟に認める体制が必要
- コメント
 - 市場内取引の規制は今回対応済み。
 - 全部買付義務＝部分買付の原則禁止は要検討事項とされており、これをどうすべきかが大きなポイントになる。

(2) 公開買付けの事前・事後の救済制度

- 従前
 - 事前の差止め：当局の申立てによる裁判所の禁止・停止命令（192 条）

²⁴ WG 報告 10 頁～11 頁。

²⁵ WG 報告 11 頁。

²⁶ WG 報告 10 頁。

²⁷ WG 報告 2 頁～3 頁。

- 事後の救済・制裁：民事上の損害賠償責任（27条の16～27条の20）、課徴金（172条の5、172条の6）、刑事罰（197条、197条の2）
- WG 報告²⁸ →引き続き検討
 - 賛成意見：公開買付制度の実効性担保、株主の権利確保
 - 反対意見：要件と効果の結び付きに関する問題、濫用的な制度利用のおそれ、Takeover Panel に準じた体制ができれば判断を委ねる可能性

6 若干の検討

- 見直し後の公開買付規制の趣旨をどう考えるべきか。
 - 「もともと日本の強制公開買付制度は、支配権取引が不透明な形で行われてはならないということで導入され、相対取引はもちろん不透明だけれども、市場取引は不透明ではないという性格づけから始まっています。」「この基本的な点をかなり根本的に見直すということにならざるを得ないと思います。つまり、改正後の制度の説明としては、支配権の取得は原則公開買付けによるべきである、なぜなら、それ以外の方法だと、投資家に情報と判断の時間が確保された状態で支配権の移転への賛否を問うということが保証されないからであるというふうに根本的なところで重要な発想の転換をしたとまず言わなくてはならないと思います。」²⁹
 - ただし、5%ルールと3分の1ルールの趣旨の違いは、なお残る。
- 第三者割当増資による支配権の変動についてどう考えるべきか。
 - 「経営者の一存で株主の意思を問わずに行うことができる新株発行が規制対象から外れるのはなぜですかと疑問が出るのですが、これについてあえて説明するすれば、支配権の異動を伴う新株発行の規制が、会社法のほうで既に先行して、しかも比較的最近導入されてしまっているので、新株発行の方法は、一応情報と判断の時間を確保する形で賛否を問うという立てつけが、曲がりなりにも構築されていて、そういう意味では目的はかなり共通の制度となっているから、当然それとの調整が必要になってくる。過去の研究会では、資金調達の必要性という話も強調されました。実務的なニーズのみならず、会社法でも規制が取り入れられているので、そちらの方で、規制を拡張するのか、そのまでいいのか、あるいは閾値を下げるとどうなるのかといったいろいろな議論をして調整していくかなきやいけないので、そこに同種の目的を持った制度を併存して導入する場合には調整が必要となり、中長期的に課題として残さざるを得ないということで、今回はあるて手をつけないと説明することになると思います。」³⁰
- 部分買付けの原則禁止と少数株主の退出機会の保障についてどう考えるべきか。

²⁸ WG 報告 11 頁。

²⁹ WG 第5回会合議事録〔藤田友敬委員発言〕。

³⁰ WG 第5回会合議事録〔藤田友敬委員発言〕。

金融審議会

公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ

報告

令和5（2023）年12月25日

「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」メンバーネーム簿

令和5（2023）年12月25日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科 教授
委員	飯田 秀総	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	石綿 学	森・濱田松本法律事務所 弁護士
	太田 賴子	伊藤忠商事(株) 法務部 安全保障貿易管理室長 (兼)企画統括室長
	神作 裕之	学習院大学大学院法務研究科 教授
	黒沼 悅郎	早稲田大学大学院法務研究科 教授
	桑原 聰子	外苑法律事務所 弁護士
	児玉 康平	(株)日立製作所 執行役常務 CLO 兼ゼネラルカウンセル兼 Deputy CRMO 兼オーディット担当
	齊藤 真紀	京都大学大学院法学研究科 教授
	三瓶 裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
	高山 与志子	ジェイ・ユーラス・アイアール(株) 副会長
	武井 一浩	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士
	田中 亘	東京大学社会科学研究所 教授
	玉井 裕子	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
	角田 慎介	野村證券(株) 経営役 インベストメント・バンキング・プロダクト担当
	藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	堀井 浩之	三井住友トラスト・アセットマネジメント(株) 専務執行役員 チーフ・サステナビリティ&ストラテジー・オフィサー
	萬澤 陽子	筑波大学ビジネスサイエンス系 准教授

オブザーバー 東京証券取引所 日本経済団体連合会 関西経済連合会
日本投資顧問業協会 日本証券業協会 國際銀行協会
法務省 経済産業省

（敬称略・五十音順）

目次

はじめに	1
I. 公開買付制度のあり方について	2
1. 欧州型の規制	2
2. 市場内取引の取扱い	3
(1) 3分の1ルールにおける取扱い	3
(2) 閾値間の取引の取扱い	4
(3) 「急速な買付け等」の規制	4
3. 強圧性の問題を巡る対応	6
4. 3分の1ルールの閾値	7
5. 金融商品取引業者等による顧客からの買付け等	8
6. 公開買付制度の柔軟化・運用体制	8
7. 公開買付けの予告	10
8. その他の課題	10
9. 今後の課題	11
II. 大量保有報告制度のあり方について	12
1. 重要提案行為の範囲	12
2. 共同保有者の範囲	13
3. デリバティブの取扱い	14
4. 大量保有報告制度の実効性の確保	14
5. その他の課題	15
III. 実質株主の透明性について	17
おわりに	18

はじめに

2023年3月2日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「近時の資本市場における環境変化を踏まえ、市場の透明性・公正性の確保や、企業と投資家との間の建設的な対話の促進等の観点から、公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について検討を行うこと」との諮問がされたことを受け、金融審議会に「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」が設置された。

日本の公開買付制度は1971年に、大量保有報告制度は1990年にそれぞれ導入され、その後の市場環境の変化等を踏まえて改正されてきたが、2006年以降、大きな改正はされていない。一方で、近時の市場環境の変化に伴い、公開買付制度・大量保有報告制度について様々な課題が指摘されているとともに、実質株主の透明性のあり方についても課題が指摘されている。

このような課題に対応すべく、当ワーキング・グループでは、2023年6月から6回にわたり、公開買付制度・大量保有報告制度・実質株主の透明性のあり方について審議を行ってきた。本報告は、その検討結果をとりまとめたものである。

I. 公開買付制度のあり方について

公開買付制度は、1971 年に米国の制度等を参考に導入され、その後の市場環境等を踏まえて、1990 年及び 2006 年にそれぞれ欧州の制度等を参考にした規律が取り込まれてきた。その結果、現行の公開買付制度は、

主に

- 多数の者（60 日間で 10 名超）からの市場外取引による買付け等の後の株券等所有割合が 5 %超となる場合（いわゆる「5 %ルール」）
- 市場外取引又は市場内取引（立会外）による買付け等の後の株券等所有割合が 3 分の 1 超となる場合（いわゆる「3 分の 1 ルール」）

に公開買付けの実施を義務付けている。そして、これらの証券取引について公開買付けの実施を義務付ける趣旨としては、会社支配権等に影響を及ぼすような証券取引の「透明性・公正性」を確保する観点から、これらの証券取引に関する情報開示と株主の平等取扱いを求める点にあると整理されている。

公開買付制度に関しては、近時、市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加や M&A の多様化といった市場環境の変化に伴い、様々な課題が指摘されているところであり、これらの課題を踏まえた制度のあり方について、以下のとおり、制度趣旨の考え方を含む幅広い観点から見直しの方向性を検討した。

1. 欧州型の規制

欧州諸国の公開買付制度においては、公開買付制度を、支配権異動の場面において少数株主が公平な価格で売却する機会を確保するための制度と位置付けた上で、

- 取引の類型によって公開買付けの要否を区分するのではなく、一定の閾値を超えた場合には原則として事後的に公開買付けの実施を義務付ける規制
- 部分買付けの原則禁止
- 最低価格規制

が採用されている。

当ワーキング・グループにおいては、我が国の公開買付制度について、欧州型の規制に移行すべきかを検討した。

その結果、このような欧州型の規制は、規制趣旨が明確であるとともに、その趣旨を貫徹するような規律となっている上、特に一般株主の保護に手厚く、支配株主と少数株主の構造的利益相反の問題を生じづらくする効果が期待できるなど、公開買付制度のあり方として望ましいとの意見が多く見られた。一方、欧州型の規制に移行するためには、健全な M&A を阻害しないよう例外を柔軟に認めるための体制（専門性・機動性を有する機関）が必要との意見や、関連制度（支配株主の信認義務、少数株主のセルアウト権、取締役の中立義務等）を含め少数株主の保護のあり方を幅広く検討した上で結論を出すべきとの意見

も見られた¹。

以上を踏まえ、当ワーキング・グループにおいては、直ちに欧州型の規制に移行すべきとの結論には至らなかつたものの、将来的な欧州型の規制への移行の可能性も念頭に置きつつ、公開買付制度の適用範囲や部分買付けの許否など、後述の各検討課題について個別に検討することとした。

その上で、欧州型の規制への移行については、当局における実質的判断機能を担う体制の整備状況（下記「6. 公開買付制度の柔軟化・運用体制」参照）を踏まえつつ、引き続き検討を重ねていくべきである。

2. 市場内取引の取扱い

(1) 3分の1ルールにおける取扱い

現行の公開買付制度上、市場内取引（立会内）は、誰もが参加でき、取引の数量や価格が公表され、競争売買の手法によって価格形成が行われるといった点で、一定の透明性・公正性が担保されているとの考え方に基づき、原則として5%ルール及び3分の1ルールの適用対象となっていない。

他方、近時は市場内取引（立会内）を通じて議決権の3分の1超を短期間のうちに取得する事例も見受けられ、そのような会社支配権に重大な影響を及ぼすような取引については、投資判断に必要な情報・時間が一般株主に十分に与えられていないといった問題²が指摘されている。

会社支配権に重大な影響を及ぼすような証券取引について、その透明性・公正性の観点から、投資者による適切な投資判断の機会を確保するためには、当該取引の目的・数量・価格等に関する事前の情報開示や熟慮期間、さらには株主の平等取扱いの機会が担保されていることが重要と考えられる。そのような観点からすれば、市場内取引（立会内）は、上記の点が担保されているものではないため、会社支配権に重大な影響を及ぼすような証

¹ 当ワーキング・グループにおいては、欧州型の規制への移行に関連して、少なくとも第三者割当増資（新株発行）により議決権の3分の1超を取得するような場合には公開買付けの実施を義務付けるべきではないかとの点についても検討した。支配権異動時の少数株主の退出機会を確保するという観点からこれに賛同する意見も見られた一方、企業の資金調達を阻害しないためには例外を柔軟に認めるための体制（専門性・機動性を有する機関）が必要との意見もあり、第三者割当増資（新株発行）により議決権の3分の1超を取得するような場合に公開買付けの実施を義務付けるべきとの結論には至らなかつた。

² 東京高決令和3年11月9日は、市場内取引（立会内）を通じて議決権の3分の1超を取得した取引について、「抗告人らは、TOBの適用対象外である市場内取引における株式取得を通じて、株券等所有割合が3分の1を超える株式を短期間のうちに買収しており、このような買収行為は、一般株主からすると、投資判断に必要な情報と時間が十分に与えられず、買収者による経営支配権の取得によって会社の企業価値がき損される可能性があると考えれば、そのリスクを回避する行動をとりがちであり、それだけ一般株主に対する売却への動機付けないし売却へ向けた圧力（強圧性）を持つものと認められる」と判示している。なお、本件については、市場内取引（立会内）を通じて約3か月間で39.94%の株式の取得がなされている。

券取引に求められる透明性・公正性を備えているとはいえない。

このため、会社支配権に重大な影響を及ぼすような証券取引の透明性・公正性を確保する観点から、市場内取引（立会内）についても3分の1ルールの適用対象とすべきである。

（2）閾値間の取引の取扱い

上記（1）のように市場内取引（立会内）を3分の1ルールの適用対象とする場合、買付け後の株券等所有割合が3分の1超となるあらゆる買付けについて、原則として公開買付けの実施が義務づけられることとなる。

現行制度上、すでに株券等所有割合が50%超である者が、3分の2に至らない範囲で市場外取引を通じて買付け等を行う場合には、多数の者（60日間で10名超）からの買付け等でない限り、3分の1ルールの適用対象外とされている。これに対して、すでに株券等所有割合が3分の1超である者が、50%超に至らない範囲で市場外取引を通じて買付け等を行う場合には、3分の1ルールの適用対象外とされていない。

このような閾値間の取引については、会社支配権に一定の影響を及ぼし得る一方、僅少なものも含めあらゆる買付けについて公開買付けの実施を義務付けると、制度の目的に照らして過剰な規制となってしまうとの意見も見られた。これを踏まえ、閾値間の取引については、会社支配権への影響も考慮しつつ、制度の目的に照らして過剰な規制とならないようすべきである。

（3）「急速な買付け等」の規制

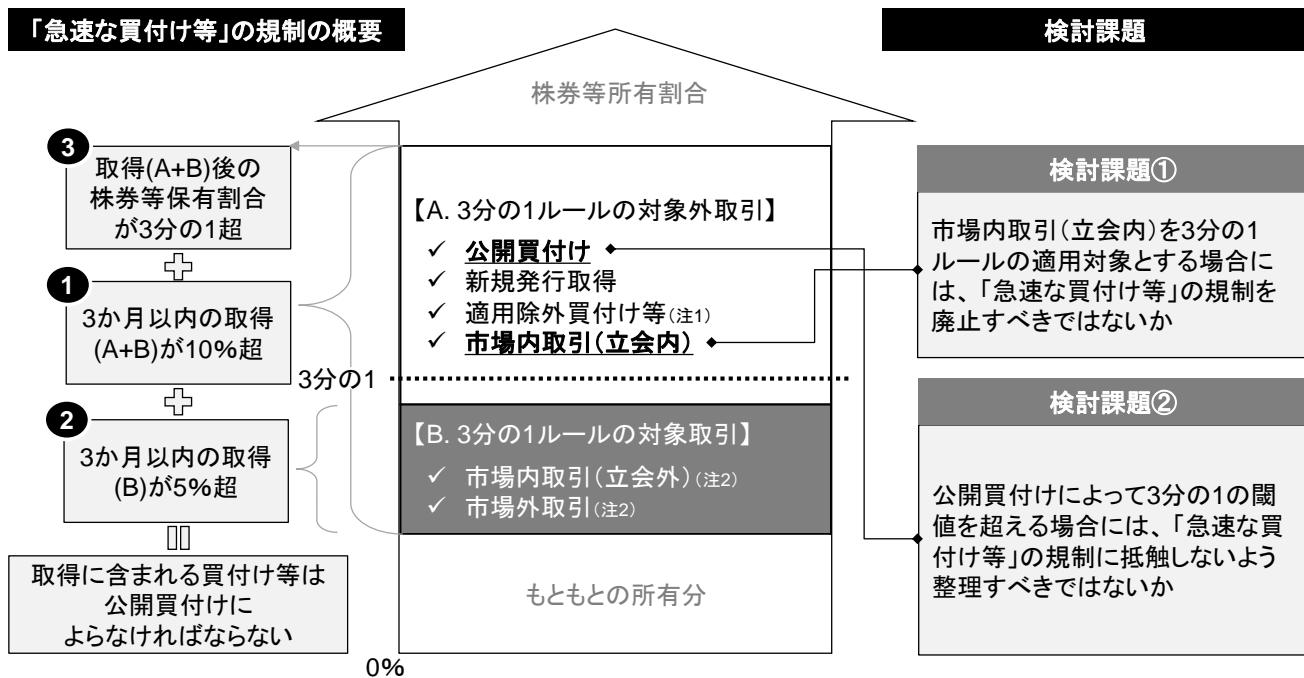
上記（1）の検討課題に関連して、当ワーキング・グループにおいては、「急速な買付け等」の規制³について

- ① 市場内取引（立会内）を3分の1ルールの適用対象とする場合には、「急速な買付け等」の規制を廃止すべきではないか
- ② 公開買付けによって3分の1の閾値を超える場合には、「急速な買付け等」の規制に抵触しないよう整理すべきではないか

といった点についても検討した。

³ 「急速な買付け等」の規制とは、①3か月以内に、株券等の総数の10%超の株券等の取得を行い、②①の取得のうち、株券等の総数の5%超の株券等の取得が、市場外取引又は立会外取引（公開買付け及び適用除外買付け等を除く。）によるものである場合であって、③取得の後における株券等所有割合が3分の1超となるときには、その中に含まれる株券等の買付け等は公開買付けによらなければならないという規制をいう。

(参考)「急速な買付け等」の規制の概要と検討課題



このうち①については、そもそも「急速な買付け等」の規制が適用される典型的な場面は、市場外取引や市場内取引（立会外）を通じて3分の1に至らない程度の大量の株券等を取得し、その直後に市場内取引（立会内）を通じて株券等を取得することで、公開買付けによらずに3分の1超の議決権を取得するような場面であったところ、市場内取引（立会内）を3分の1ルールの適用対象とする場合には、そのような場面においても3分の1ルールによって公開買付けの実施が義務付けられることとなるため、「急速な買付け等」の規制を維持する必要がないとの意見も見られた。一方で、市場内取引（立会内）を3分の1ルールの適用対象とする場合であっても、第三者割当増資（新株発行）や適用除外買付け等との組み合わせにより、公開買付けによらずに3分の1超の議決権を取得するような場面は想定されるとの意見や、「急速な買付け等」の規制を廃止すると実質的に一体とされる取引の範囲が不明確となり、萎縮効果を生じさせるおそれがあるとの意見も見られ、当ワーキング・グループにおいて、「急速な買付け等」の規制を廃止すべきとの結論には至らなかった。

また、②については、そもそも「急速な買付け等」の規制は、複数の取引を組み合わせることで公開買付けによらずに3分の1超の議決権を取得する取引を規制する目的で導入されたものであるところ、当該目的に照らせば、公開買付けによって3分の1の閾値を超える場合にはこれを適用する必要はないとの意見や、市場内取引（立会内）を通じて買収の足掛かり（toehold）を築いた後に公開買付けを開始するような買収取引が阻害されべきでないとの意見も見られた。一方で、市場外取引や市場内取引（立会外）を通じて3分の1に至らない程度の大量の株券等を取得した後直ちに公開買付けを開始すること

は、透明性・公正性の観点で疑義があるとの意見も見られ、当ワーキング・グループにおいて、公開買付けによって3分の1の閾値を超える場合には、「急速な買付け等」の規制に抵触しないよう整理すべきとの結論には至らなかった。

なお、現行の「急速な買付け等」の規制は、(A) 3分の1ルールの適用対象とならない取引と、(B) 3分の1ルールの適用対象となる取引を区分し、3か月以内に(B)の取引により5%超の株券等を取得するとともに、(A)の取引と合計して10%超の株券等を取得することで3分の1超の株券等所有割合に至る場面を規制するものである。現行の「急速な買付け等」の規制においては、市場内取引（立会内）は(A)の取引と位置づけられているところ、今般、市場内取引（立会内）を3分の1ルールの適用対象とすることに伴い、市場内取引（立会内）を(B)の取引として整理することが適切である。

3. 強圧性の問題を巡る対応

現行の公開買付制度上、買付け等の後の株券等所有割合が3分の2以上となる場面を除き、部分買付け（上限を付した公開買付け）を実施することが許容されている。一方で、このような部分買付けについては、支配権取得後に対象会社の企業価値の減少が予測される場合に、一般株主において、企業価値の減少による不利益を回避するため、公開買付価格等に不満がある場合であっても公開買付けに応募するインセンティブが生じるという問題（いわゆる「強圧性」の問題）が指摘されている。

また、部分買付けについては、そのような強圧性の問題のほか、支配株主の異動により支配株主と一般株主との利益相反構造が生じ得る（又は変動し得る）にもかかわらず、按分比例の決済となるため全ての応募株式の売却が担保されているものではなく、一般株主に十分な売却機会が与えられないといった問題も指摘されている。

このような指摘や、欧州諸国においては部分買付けが原則禁止され、また、米国においても上場を維持したままの買収が行われることは稀であることを踏まえ、部分買付けについては基本的に禁止又は許容される範囲を制限すべきであるとの意見が多く見られた。一方で、部分買付けを禁止することについては、望ましいM&Aを阻害する効果も伴い得るとの意見や、支配株主と一般株主との利益相反構造の解消に向けた対応のあり方については他の方策も含め検討すべきとの意見も見られた。このため、部分買付けを禁止すべきか否かについては、望ましいM&Aを阻害する効果の検証等を含め、引き続き検討されるべきである。

一方で、上記のような部分買付けが内包する問題に鑑みれば、少なくとも部分買付けを実施する際には公開買付者（及び当該部分買付けに賛同する対象会社）が一般株主の理解を得るよう努めることが望ましく、そのような取組みを促すための方策を検討すべきである。具体的には、部分買付けを実施する公開買付者に対しては、公開買付届出書における開示の規律を強化し、部分買付け後に生じる少数株主との利益相反構造に対する対応策や一般株主から反対があった場合の対応策についての説明責任を果たさせる措置などが考

えられる⁴。

また、全部買付け（上限を付さない公開買付け）についても、事例によっては、強圧性やこれと類似する問題が生じ得るため、そのような問題を解決する観点から、公開買付けの成立後に追加応募期間の設定を義務付ける規制を設けるべきとの指摘がある。

そのような規制については、公開買付けの成立が確定するか否かをもって応募の是非を判断しようとする投資者の利益に資するとの意見も見られた一方、応募判断を先送りにしようとする投資者が多いような場合には公開買付けの成立可能性を著しく低下させることとなるといった意見や、そのような投資者が多いことを予見して公開買付けの下限を設定しない又は低い下限を設定するなど、かえって強圧性の高い公開買付けを誘引するのではないかといった意見も見られた。

もっとも、公開買付者が任意に追加応募期間を設けることを禁止する必要はなく、自ら強圧性の問題を解決するために、追加応募期間を設けることを希望する公開買付者が任意にこれを設けることができるよう制度を整備することが適切と考える。

4. 3分の1ルールの閾値

現行の公開買付制度は、「3分の1」という数値が、株主総会の特別決議を阻止できる基本的な割合であること等に鑑み、買付け等の後の株券等所有割合が「3分の1」を超えるような場合には、著しく少數の者からの買付け等であっても公開買付けによることが義務付けられている（いわゆる「3分の1ルール」）。

他方、諸外国の公開買付制度を概観すると、公開買付けの実施が義務付けられる閾値を30%としている例が多く、また、我が国上場会社における議決権行使割合⁵を勘案すると、30%の議決権を有していれば、多くの上場会社において株主総会の特別決議を阻止することができ、株主総会の普通決議にも重大な影響を及ぼし得るものと推察される。

公開買付制度の目的が会社支配権等に影響を及ぼすような証券取引の「透明性・公正性」を確保する点にあることからすれば、上記のような諸外国の水準や議決権行使割合に鑑み、3分の1ルールの閾値を30%に引き下げることが適当と考えられる⁶。

⁴ このほか、英国においては①Takeover Panel の承認と②独立した株主の過半数の賛成があった場合に限り部分買付けが許容されていることを参考に、一定の株主の反対があった部分買付けについては、株主総会等による株主意思の確認を義務付ける措置を講じることも検討し、具体的な株主意思の確認方法等については意見の一致が見られなかったものの、当該措置に賛同する意見が多く見られた。

⁵ 信託協会のデータに基づき金融庁が作成した資料（当ワーキング・グループ第2回事務局説明資料17頁参照）によれば、支配株主を有しない東京証券取引所上場企業のうち、95～97%の企業の議決権行使割合（ただし、当日行使分を含まない。）が90%未満、半数近くの企業の議決権行使割合（ただし、当日行使分を含まない。）が60%未満であった。

⁶ なお、3分の1ルールの閾値を30%に引き下げるに伴い、全部買付義務の閾値（3分の2）についても議決権行使割合に応じて引き下げるにも考えられる。しかしながら、全部買付義務の閾値は、少數株主を強制的に退出させるために必要な議決権割合が3分の2であること等に着目したものである

5. 金融商品取引業者等による顧客からの買付け等

現行の公開買付制度上、多数の者（60日間で10名超）から買付け等を行い、買付け後の株券等所有割合が5%超となる場合には、公開買付けによらなければならないこととされている（いわゆる「5%ルール」）。このように比較的低い株券等所有割合であるにもかかわらず公開買付けが義務づけられる理由としては、主として「1対多数」の取引構造により生じ得る提供圧力から（勧誘を受ける）株主を保護する点に着目したものと考えられる。

このような現行の5%ルールについては、日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行っている金融商品取引業者等の売買取引を過度に制限している面があるため、上記の趣旨に照らして適切な範囲において、適用対象とならない取引の範囲を明確化すべきとの指摘がある。具体的には、顧客の流動性を確保する目的で金融商品取引業者等が顧客から自己勘定で行う買付け等のうち、特に下記①②のような取引については、5%ルールの適用対象とならないことを明確化すべきとの指摘がある。

- ① 単元未満株式の買付け等
- ② 機関投資家等の顧客からの買付け等であって、その後直ちに売却することを予定しているもの

上記①②のような取引は、証券会社等が実質的に顧客の売買を仲介するために実施するものと評価することができ、また、基本的には、これを5%ルールの適用対象外としても（勧誘を受ける）株主の利益を害するおそれを生じさせるものではないと考えられる。

このため、5%ルールの趣旨に照らして適切な範囲かつ当該趣旨を潜脱するおそれがない範囲において、上記①②のような取引が5%ルールの適用対象とならないことを明確化すべきである。

6. 公開買付制度の柔軟化・運用体制

現行の公開買付制度は、公開買付けの条件等について各種規制を設けているが、これらの各種規制について、実質的な観点から個別事案ごとに例外的な取扱いを許容するような制度は設けられていない。

このような制度の下では硬直的な運用を招きかねないとして、実質的な観点から個別事案ごとに例外的な取扱いを許容するような制度を設けるとともに、当局においてそのような実質的判断機能を担う体制を整備していくべきとの指摘がある。

例えば英国においては、公開買付制度の監督機関・規制免除等に関する実質的判断機関として、Takeover Panelが設置されており、規則（Takeover Code）の制定権限のみなら

ところ、株券等所有割合が3分の2に満たない者が少数株主を強制的に退出させる局面においては、多くの少数株主が反対の議決権行使する場面も想定され、必ずしも平時の議決権行使割合が参考となるものではないと考えられる。

ず、規則適用の免除・修正権限、規則の解釈・適用・実行の裁定権限、規則違反に対する制裁権限など幅広い権限が付与されているとともに、パネルメンバー・事務局ともに金融機関職員、会社役員、弁護士、会計士等の専門性の高い人員によって構成されている。これに対して、ドイツにおいては、当局 (BaFin) が公開買付けの実施義務を免除する権限や公開買付けを禁止する権限を有している。また、フランスにおいては、当局 (AMF) が公開買付届出書類の承認権限、公開買付けに係る計画の修正要請、スクイーズ・アウト時の退出株主への審査といった一般的な監督権限を有するほか、上場会社 M&A における基本原則に違反する当事者の行動があると判断した場合には、個別事案に介入して独自の見解を示すこともある。

我が国においても、公開買付制度の柔軟化を達成するためには、英国の Takeover Panel に準じた体制（専門性や独立性を備えた体制）を整備していくべきとの意見も見られた一方、直ちにそのような体制を整備していくことは困難であるとの意見や、我が国において同様の体制が適応するかについては慎重な検討を要するとの意見があった。

もっとも、英国の Takeover Panel に準じた体制まで整備されずとも、現行規制を緩和する方向であれば、現行の当局の体制を強化していくことで対応可能と考えられ、これにより一定の柔軟化を図ることは可能である。そこで、当局において引き続き体制の強化に努めていくことを前提に、まずは以下の各規制について、個別事案ごとに当局の承認を得ること等によって、規制が免除される制度を設けるべきである。

- 別途買付けの禁止に関する規制
- 形式的特別関係者に関する規制（一定の資本関係がある場合であっても、一定の場合⁷には形式的特別関係者から除外することを含む）
- 公開買付期間に関する規制（一定の場合⁸には、60 営業日を超える任意の延長を認め、又は公開買付届出書の訂正に伴う義務的な延長期間を不要若しくは短縮することを含む）
- 買付条件の変更に関する規制
- 公開買付けの撤回に関する規制
- 全部買付義務・全部勧誘義務に関する規制（一定の場合⁹には、海外預託証券を全部勧誘義務の対象となる株券等の範囲から除外することを含む）

⁷ 例えば、敵対的買収等により会社の意向に反して一定の株式を取得している場合に、当該買収者と当該会社の関係性の実態等を考慮した上で、当該買収者を当該会社の形式特別関係者から除外するような場面等が考えられる。

⁸ 例えば、買収防衛策の差止めに係る裁判が係属している場合に、買収防衛策の内容や当該裁判の状況を考慮した上で、当該裁判が終結するまで 60 営業日を超える任意の延長を認める場面や、競争法上のクリアランスが取得されたことを理由とする公開買付届出書の訂正があった場合に、当該取得が見込まれていた確度等を考慮した上で、義務的な延長期間を不要とする場面等が考えられる。

⁹ 例えば、海外預託証券について、他国の法規制や、公開買付代理人として当該預託証券の取扱いができる金融商品取引業者等が存在しない等の理由により、預託証券の形式で取得することができない場合において、当該預託証券の対象会社株式への転換可能性等を考慮した上で、当該預託証券を全部勧誘義務の対象から除外する場面等が考えられる。

7. 公開買付けの予告

実務上、公開買付けを行う旨が公表される場合には、当該公表に際して具体的な開始日（通常は翌営業日）が明示されることが一般的であるが、公開買付者が公開買付けを行う予定である（又はその可能性がある）旨のみが公表され、具体的な開始日について明示されないケースも存在する（公開買付けの予告）。

このような公開買付けの予告については、競争法上のクリアランスを取得する場合など、一定の場合にはその必要性がある一方、市場の安定性という観点からは望ましくない側面もあると指摘されている。

このうち、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がないにもかかわらず、公開買付けを実施する可能性がある旨を公表するような場合については、風説の流布や相場操縦行為等に該当する場合もあり得ることがすでに当局において明確化されている。

一方、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がある場合であっても、長期間にわたって、公開買付けが開始されないような場合には、市場を不安定にするおそれがあるため、市場の安定性を担保する観点から、まずは当局のガイドライン等をもって公開買付けの予告を行う際の開示のあり方（公開買付けを行うための前提条件や開始予定期間の明示、公表後の進捗状況に関する開示等）を整備すべきである。

8. その他の課題

上記のほか、当ワーキング・グループにおいては、公開買付制度に関する以下の各課題について検討し、いずれの課題についても以下のとおり適切に対応されるべきとの結論を得た。

- ① 公開買付価格の均一性に関する規制に関して、特定の大株主等から、一般株主より低い価格での応募同意を得た場合であっても、1つの公開買付けの中で公開買付価格を区分することができず、2回にわたって公開買付けを実施しなければならないという課題について、1つの公開買付けの中でこれらの取引を実施することができるよう制度を整備すること
- ② 公開買付価格の均一性に関する規制に関して、異なる種類の株券等を公開買付けの対象とする場合に公開買付価格の均一性が要求されるのか、また、要求される場合にはどのように均一性を判断するのかが明確でないという課題について、これらを法令上明確化すること
- ③ 公開買付届出書の事前相談における当局の対応方針が不明確であるという課題について、当局の対応方針を明確化すること
- ④ 公開買付期間中に対象会社が配当を実施した場合であっても、公開買付価格を引き下げる事が許容されていないという課題について、そのような場合には公開買付価格の引下げを可能とすること
- ⑤ 公開買付けの撤回事由が厳格すぎるという課題について、公開買付けの撤回事由を

拡充すること

- ⑥ どのような株式取得が「買付け等」に該当するかについて解釈に委ねられている部分があるところ、その外縁が不明確であり、必ずしも予測可能性が十分に担保されていないという課題について、「買付け等」の範囲を可能な範囲で法令上明確化すること
- ⑦ 公開買付説明書の内容が公開買付届出書とほぼ同内容となっており、その効果に比して当該公開買付説明書の交付・訂正に関する事務が負担となっているという課題について、公開買付届出書を参照すべき旨を記載することによって、公開買付説明書の内容を簡素化することを可能とすること
- ⑧ 公開買付届出書においてどのような情報を投資者に対して開示すべきか、改めて検証し、必要に応じ記載事項を見直すこと¹⁰

9. 今後の課題

上記のほか、当ワーキング・グループにおいては、公開買付けに関する事前・事後の救済制度を設けるべきではないかといった点について検討した。

具体的には、公開買付けに関する事前の救済制度として、対象会社やその株主に法令違反又は著しく不公正な方法による公開買付けを差し止める権利を付与する制度の導入を、事後の救済制度として、公開買付制度に違反して取得した株式について議決権を停止する制度や売却命令を賦課する制度の導入を、それぞれ検討した。

これらについては、公開買付制度の実効性を担保し、株主の権利を確保する観点から、導入に賛同する意見も見られた一方で、要件と効果の結びつきに関する問題や、濫用的な制度利用のおそれに関する懸念が指摘されるとともに、英国の Takeover Panel に準じた体制が整備されるのであれば当該機関に判断を委ねることが相当ではないかといった意見も見られた。

以上を踏まえ、当ワーキング・グループにおいて、直ちに事前・事後の救済制度を設けるべきとの結論には至らなかったものの、これらの点については、必要に応じて引き続き検討を重ねていくことが考えられる。

また、現行の公開買付制度上も、公開買付制度の違反については、当局による訂正命令の発出や緊急差止命令の申立てといった手法による是正措置が設けられており、当局においてはこれらの手法を適切に活用していくことが期待される。具体的には、下記「II. 大量保有報告制度のあり方について」の「4. 大量保有報告制度の実効性の確保」に記載のように、大量保有報告制度を遵守しないまま公開買付けを開始しようとする事例に対して適切な対応を講じていくことが考えられる。

¹⁰ 例えば、市場内外を含めた急速な買い集めなどが行われる中、大量保有報告書の提出状況は、公開買付けの場面において重要な情報であり、公開買付届出書の記載事項とすることが考えられる。

II. 大量保有報告制度のあり方について

大量保有報告制度は、株券等の大量保有に係る情報が「経営に対する影響力」や「市場における需給」の観点から重要な情報であることから、当該情報を投資者に迅速に提供することにより、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護を図ることを目的として、株券等の大量保有者に対して一定の開示を求める制度である。

具体的には、

- 株券等の大量保有者（株券等保有割合が5%超である者をいう。）となった場合には、その日から5営業日以内に大量保有報告書を提出し、また、その後、株券等保有割合が1%以上増減するなど重要な変更があった場合には、その日から5営業日以内に変更報告書を提出することを原則としつつ（いわゆる「一般報告制度」）、
- 金融商品取引業者等については、事前に届け出た月2回の基準日において、大量保有報告書・変更報告書の提出義務を判断し、当該基準日から5営業日以内に大量保有報告書・変更報告書を提出すれば足りる旨の緩和措置が講じられ（いわゆる「特例報告制度」）、
- 株券等の保有者は、その株券等保有割合の算出において、共同保有者の株券等保有割合も合算すること

が求められている。

大量保有報告制度に関しては、近時、パッシブ投資の増加や協働エンゲージメント¹¹の広がり、企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まりといった市場環境の変化に伴い、様々な課題が指摘されているところであり、これらの課題を踏まえた制度のあり方について、以下のとおり、見直しの方向性を検討した。

1. 重要提案行為の範囲

金融商品取引業者等が特例報告制度を利用するためには、その要件として、重要提案行為を行うことを保有の目的としないことが必要とされている。

この重要提案行為の範囲については、2014年のスチュワードシップ・コード策定時に一定の解釈の明確化が図られたものの、いまだ不明確又は広範な規制となっており、企業と投資家との実効的なエンゲージメントの促進のためには、更なる明確化又は限定が必要との指摘がされている¹²。

そもそも重要提案行為は、当該行為の経営に対する影響力に着目し、そのような行為を目的としている場合には特例報告制度によらず一般報告制度により迅速な情報開示を求

¹¹ 他の機関投資家と協働して個別の企業に対して対話をを行うこと。

¹² 具体的には、パッシブ投資家をはじめとする大量の銘柄を保有する投資家にとって、特例報告制度が利用できなくなることを回避するため、重要提案行為に該当しないようにエンゲージメントを行っている実態があり、そのようなエンゲージメントによってスチュワードシップ・コードで求められている深度ある対話を実施することには限界があるとの指摘がされている。

めるものであるところ、現行の重要提案行為の範囲は、専ら提案行為の内容に着目し、一定の内容の提案行為を目的とする場合に一般報告制度による迅速な情報開示を求めている。

この点、役員の指名や一定割合以上の議決権の取得などといった企業支配権等に直接関係する行為を目的とする場合については、当該行為それ自体が経営に対して大きな影響を及ぼすものであり、迅速な情報開示を求めるべきといえる。一方、配当方針・資本政策に関する変更などといった企業支配権等に直接関係しない事項の提案行為を目的とする場合については、単に提案行為を行うことのみによって直ちに経営に対して大きな影響が生じるものとは言い難い。

したがって、企業支配権等に直接関係する行為を目的とする場合については、広く重要提案行為に該当する規律としつつ、企業支配権等に直接関係しない提案行為を目的とする場合については、当該提案行為の態様について着目し、その採否を発行会社の経営陣に委ねないような態様¹³による提案行為を行うことを目的とする場合に限り、重要提案行為に該当する規律とすることが適当である。

2. 共同保有者の範囲

現行の大量保有報告制度上、保有者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利行使することを合意している者については、例外なく共同保有者に該当することとされている。

諸外国の制度を概観すると、大量保有報告制度や公開買付制度における共同保有者（特別関係者）と同種の規律が協働エンゲージメントの支障となるおそれがあることを踏まえ、協働エンゲージメントに関するセーフハーバー・ルール等が設けられている。

我が国における上記の共同保有者概念は、（諸外国における同種の規制と異なり）株主としての議決権その他の権利に関する合意がある場合に限って適用されることとされているため、協働エンゲージメントの局面に直ちに適用されるものではないと考えられるが、一方で上記合意に默示の合意が含まれることとなる結果、機関投資家による協働エンゲージメントに萎縮効果をもたらしているとの指摘がされている¹⁴。

そこで、そのような萎縮効果を低減させるべく、上記の共同保有者概念が経営に対する影響力に着目した規律であることを踏まえ、例えば、機関投資家による協働エンゲージメントに関して、共同して重要提案行為等を行うことを合意の目的とせず、かつ継続的でない議決権行使に関する合意をしているような場合については、上記の共同保有者概念から

¹³ 例えば、株主提案権の行使、株式の追加取得等を示唆して提案を行う場合が考えられる。

¹⁴ 具体的には、共同保有者に該当することとなった場合、大量保有報告書や変更報告書の提出の要否を判断するため、当該共同保有者との間で頻繁にその保有割合に関する情報を交換する作業が必要となるところ、日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行っている機関投資家にとって、そのような作業による負担が過大となるおそれがあるとともに、自らの保有割合を他者に伝達することによるリスクも生じるため、共同保有者に該当することとならないよう十分な配慮を要するとの指摘がされている。

除外することが適當である（なお、大量保有報告制度の実効性の確保という観点から、共同保有者の認定に係る立証の困難性の問題を解決すべく、一定の外形的事実が存在する場合には共同保有者とみなす旨の規定を拡充していくべきことについて、下記「4. 大量保有報告制度の実効性の確保」参照）。

3. デリバティブの取扱い

現行の大量保有報告制度上、現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引のロングポジションを保有するのみでは、基本的に大量保有報告制度の適用対象にならないと考えられている。

この点、大量保有報告制度が経営に対する影響力に着目して大量保有者に情報開示を求める制度である点を重視するのであれば、経済的な利益の獲得を目的とし、議決権その他の株主権の移動を伴わない現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引について、情報開示を求める必要性は高くない。

一方で、現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引であっても、現物決済型のエクイティ・デリバティブ取引に変更することを前提としている事例や、そのようなポジションを有することをもって発行会社にエンゲージメントを行う事例なども存在し、これらの事例については大量保有報告制度に基づく情報開示を求めるべきとの指摘がある。

上記のような事例は、すでに現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引を開始した時点において、潜在的に経営に対する影響力を有しているものと評価することができるとともに、実質的に大量保有報告制度を潜脱する効果を有するものと評価することもできるため、そのようなエクイティ・デリバティブ取引¹⁵については、大量保有報告制度の適用対象とすることが適當である。

4. 大量保有報告制度の実効性の確保

2008年金融商品取引法改正により、大量保有報告制度の違反抑止の観点から、大量保有報告書等の不提出及び不実記載が課徴金制度の対象とされた。他方、その後も大量保有報告書等の提出遅延等は相次いでおり、大量保有報告制度の実効性が確保されていないとの指摘がされている。特に近時は、共同保有者の認定に係る立証の困難性を奇貨として、複数の者が暗黙裡に協調して株券等を取得していることが疑われる事例も見受けられるとの指摘がされている。

大量保有報告書等の提出遅延等が相次いでいる背景としては、大量保有報告制度違反に対する摘発事例が少ないとその一因となっていると推測され、まずは大量保有報告制度違反に対する当局の対応を強化していくことが重要である。

¹⁵ 例えば、①取引の相手方から株券等を取得することを目的とするもの、②取引の相手方が保有する株券等に係る議決権行使に一定の影響力を及ぼすことを目的とするもの、③これら①②のような地位にあることをもって発行会社に重要な提案行為等を行うことを目的とするもの等が考えられる。

その際、全ての大量保有報告制度違反の摘発が現実的でないとしても、故意性が疑われる不提出や著しい提出遅延など市場の公正性を脅かしかねない事例については積極的に対応を講じていくべきである。また、そのような積極的な対応を促進する観点から、共同保有者の認定に係る立証の困難性の問題を解決すべく、一定の外形的事実が存在する場合には共同保有者とみなす旨の規定¹⁶を拡充すべきである¹⁷。

さらに、大量保有報告制度を遵守しないまま公開買付けを開始しようとする事例に対しては、公開買付届出書の事前相談の際に大量保有報告書の提出や訂正を求めるなど、適切な対応を講じていくべきである。また、公開買付届出書の提出後に大量保有報告制度の違反が発覚したような場面に備え、そのような場合には訂正命令等の是正措置を行うことができるような枠組みを整備すべきである¹⁸。

なお、この点について、大量保有報告制度の実効性を確保するためには、欧州諸国の例に倣い、大量保有報告制度に違反した者が保有する株式の議決権を停止する制度を設けることが最も効果的であるとの意見も見られた。そのような制度については、公開買付制度に関する議論（上記「I. 公開買付制度のあり方について」の「9. 今後の課題」参照）と同様の課題もあり、当ワーキング・グループにおいて、直ちにそのような制度を設けるべきとの結論には至らなかったものの、この点については、上記のような対応強化による改善状況も踏まえつつ、必要に応じて引き続き検討を重ねていくことが考えられる。

5. その他の課題

上記のほか、当ワーキング・グループにおいては、大量保有報告制度に関する以下の各課題について検討し、いずれの課題についても以下のとおり適切に対応されるべきとの結論を得た。

- ① 株券等保有割合の算出に際して、取得請求権付株式や取得条項付株式の転換後の株式数が勘案されていないという課題について、転換後の株式数も勘案の上、いずれか多いほうを株券等保有割合の算出に用いることとすること
- ② 大量保有報告書等の記載事項である「保有目的」や「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」等について、その記載内容・記載方法が必ずしも明確化されておらず、提出者によって記載ぶりが区々となっているという課題や、現行の記載方法が複雑であることが提出遅延の一因となっている可能性を踏まえ、大量保有報告書等

¹⁶ 現行の大量保有報告制度上、保有者との間で、一定の資本関係、親族関係その他特別の関係がある者については共同保有者とみなす旨の規律が設けられている。

¹⁷ 例えば、役員兼任関係や資金提供関係などに着目して検討することが考えられる。

¹⁸ 大量保有報告書の提出状況を公開買付届出書の記載事項とする場合（上記「I. 公開買付制度のあり方について」の「7. その他の課題」⑧参照）には、事後的に大量保有報告制度違反が発覚した場合における公開買付届出書の訂正等を通じた対応を行うことも考えられる。なお、現行制度上、訂正命令が発出された場合、公開買付者は、当該訂正命令に係る訂正届出書が提出されるまでの間、公開買付けの応募手続を行うことができないこととされている。

の記載内容・記載方法の明確化及び見直しを行うこと

- ③ 一定の資本関係がある場合には、別個独立に議決権等を行使する方針であったとしても、共同保有者とみなされるという課題について、一定の場合¹⁹には当局の承認を得ること等によって共同保有者から除外されること

¹⁹ 例えば、資産運用会社とその親会社である金融持株会社（及びその子会社）について、これらの者が別個独立に議決権行使等に関する判断を行う体制が整備されているか否か等を考慮した上で、これらの者を共同保有者から除外するような場面等が考えられる。

III. 実質株主の透明性について

現行制度上、名義株主については、会社法上の株主名簿や有価証券報告書等の大株主の状況に関する開示を通じて、発行会社や他の株主がこれを把握する制度が整備されている一方、当該株式について議決権指図権限や投資権限を有する者（以下「実質株主」という。）については、大量保有報告制度の適用対象（5%超）となる場合を除き、発行会社や他の株主がこれを把握する制度が存在しない。

このため、企業と株主・投資家の対話を促進する観点から、実質株主とその持株数について、発行会社や他の株主が効率的に把握できるよう、諸外国の制度も参考に実務的な検討がされるべきとの指摘がされている²⁰。

諸外国の制度を概観すると、主として

- 米国のように、一定の運用資産を有する機関投資家に対して、定期的にその保有明細の公衆開示を求める制度や
- 欧州諸国のように、発行会社が実質株主や名義株主に対してその保有状況や実質株主に関する情報について質問した場合に、その質問に対する回答を義務づける制度が存在する。

このうち米国の制度については、発行会社や他の株主のみならず、あらゆる者が機関投資家の保有明細を閲覧することを可能とするものであるため、市場の透明性向上に資する制度であると考えられるものの、企業と株主・投資家の対話を促進するという目的に照らすと過剰な規制であるとの意見や、制度の設計次第では企業にとって必要な情報が開示されない場合があるとの意見が見られた。

これに対して、欧州諸国の制度は、発行会社に対して実質株主の保有状況を伝達するものであり、企業と株主・投資家の対話を促進するという目的により適うものといえる²¹。

このため、今後、関係者においては、欧州諸国の制度を参考に適切な制度整備等に向けた取組みを進めるべきである。具体的には、まずは早急に、機関投資家の行動原則としてその保有状況を発行会社から質問された場合にはこれに回答すべきであることを明示することを、またその後、そのような回答を法制度上義務づけることを、それぞれ検討すべきである²²。

併せて、こうした実質株主の把握プロセスを効率的にするための制度・運用のあり方についても検討されることが期待される。

²⁰ 近時、企業と投資家の建設的な対話の重要性が急速に高まっていることや、大量保有報告制度の実効性について課題が存在すること（上記「II. 大量保有報告制度のあり方について」の「4. 大量保有報告制度の実効性の確保」）等に鑑みれば、発行会社や他の株主が実質株主とその持株数を把握するための制度が存在しないことは、我が国の資本市場における喫緊の課題であるとの意見も見られた。

²¹ 他方、市場の透明性向上の重要性に鑑み、米国の制度を参考にした制度の導入についても引き続き検討すべきとの意見も見られた。

²² その際、企業が得た実質株主に係る情報の有価証券報告書等を通じた開示のあり方について検討すべきとの意見も見られた。

おわりに

以上が、2023年6月以降、当ワーキング・グループにおいて行ってきた審議の内容を取りまとめ、整理したものである。今後、関係者において、本整理の内容を踏まえ、公開買付制度・大量保有報告制度については、金融商品取引法の改正案を速やかに検討とともに、その後必要となる政府令を整備するほか、実質株主の透明性については、関係者間で協議の上、連携して制度導入に向けた必要な対応を速やかに検討することが期待される。

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案

新旧対照条文

目 次

本則

- 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）

附則

- 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（附則第十一条関係）
- 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（附則第十一条関係）
- 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（附則第十一条関係）
- 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（附則第十一条関係）
- 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（附則第十一条関係）
- 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（附則第十一条関係）
- 会社法（平成十七年法律第八十六号）（附則第十一条関係）
- 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十二条関係）
- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十三条関係）
- 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）（附則第十四条関係）
- 特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）（附則第十四条関係）
- 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（附則第十四条関係）
- 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（附則第十四条関係）
- 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（附則第十五条関係）

- 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（附則第十五条関係）
- 金融庁設置法（平成十年法律第二百三十号）（附則第十六条関係）

改 正 案

目次

第一章～第三章の四 （略）

第三章の五 投資運用関係業務受託業者

第一節 総則（第六十六条の七十一～第六十六条の七十五）

第二節 業務（第六十六条の七十六～第六十六条の八十一）

第三節 監督（第六十六条の八十二～第六十六条の八十九）

第四節 雜則（第六十六条の九十一～第六十六条の九十三）

第四章 金融商品取引業協会

第一節～第三節 （略）

第四章の二～第九章 （略）

附則

（定義）

第二条 （略）
2～7 （略）

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」）

現 行

目次

第一章～第三章の四 （略）

第四章 金融商品取引業協会

第一節～第三節 （略）

第四章の二～第九章 （略）

附則

（定義）

第二条 （略）
2～7 （略）

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」）

という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいづれかを業として行うことをいう。

一〇九（略）

十 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの（取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）以外において行うことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）

イ 競売買の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を満たす場合に限る。）

ロ ハ （略）

十一〇十八（略）

9・10（略）

11 この法律において「金融商品仲介業」とは、金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）又は第二十八条第四項に規定する投資運用業（第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行ふ者に

という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいづれかを業として行うことをいう。

一〇九（略）

十 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの（取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）以外において行うことが投資者保護のため適當でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）

イ 競売買の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）

ロ ハ （略）

十一〇十八（略）

9・10（略）

11 この法律において「金融商品仲介業」とは、金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）又は登録金融機関（第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて、次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為

限る。) 又は登録金融機関 (第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。) の委託を受けて、次に掲げる行為 (第二十八条第四項) に規定する

投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。) のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務をいう。

一〇四 (略)

12
12
42

(略)

43 〔この法律において「投資運用関係業務」とは、投資運用業等 (投資運用業 (第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。) 、適格機関投資家等特例業務 (第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいい、同条第一項第二号に掲げる行為を行ふものに限る。) 又は海外投資家等特例業務 (第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいい、同項第一号に掲げる行為を行ふものに限る。) をいう。第一号及び次項並びに第六十六条の八十第二項において同じ。) に関する次に掲げる業務をいう。〕

一 運用対象財産 (この法律の規定により投資運用業等を行うことができる者が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。) を構成する有価証券その他の資産及び当該資産から生ずる利息又は配当金並びに当該運用対象財産の運用に係る報酬その他の手数料を基礎とする当該運用対象財産の評価額の計算に関する業務

二 法令等 (法令、法令に基づく行政官庁の处分又は定款その他の

を除く。) のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のため行う業務をいう。

一〇四 (略)

12
12
42
(新設)

(略)

規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務

44 この法律において「投資運用関係業務受託業」とは、この法律の規定により投資運用業等を行うことができる者の委託を受けて、当該委託をした者のために前項各号に掲げる業務のいずれかを業として行うことをいう。

45 この法律において「投資運用関係業務受託業者」とは、第六十六条の七十一の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

（新設）

（発行者以外の者による株券等の公開買付け）

第二十七条の二 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章及び第二十七条の三十の十一（第五項を除く。）において「株券等」という。）について有価証券報告書を提出しなければならない発行者又は特定上場有価証券（流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含み、株券等に限る。）の発行者の株券等につき、当該発行者以外の者が行う買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。）であつて次のいずれかに該当するものは、公開買付けによらなければならぬ。ただし、適用除外買付け等（新株予約権（会社法第二百七十七条の規定により割り当てられるものであつて、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。以下この項におい

（発行者以外の者による株券等の公開買付け）

第二十七条の二 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章及び第二十七条の三十の十一（第五項を除く。）において「株券等」という。）について有価証券報告書を提出しなければならない発行者又は特定上場有価証券（流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含み、株券等に限る。）の発行者の株券等につき、当該発行者以外の者が行う買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。）であつて次のいずれかに該当するものは、公開買付けによらなければならぬ。ただし、適用除外買付け等（新株予約権（会社法第二百七十七条の規定により割り当てられるものであつて、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。以下この項におい

て同じ。）を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等、株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者（第七項第一号に掲げる者うち内閣府令で定めるものに限る。）から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等をいう。）は、この限りでない。

一 株券等の買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。以下この節において同じ。）に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（第七項第一号に掲げる者については、内閣府令で定める者を除く。）がある場合には、その株券等所有割合を加算したもの。以下この項において同じ。）が百分の三十を超えることとなる場合又は株券等の買付け等の前におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が既に百分の三十を超えている場合における当該株券等の買付け等（株券等の買付け等の前におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が既に百分の三十を超えている場合における株券等の買付け等のうち、買付け等を行う株券等の数又は買付け等の価格の総額が著しく少ない場合として政令で定める場合に該当し、かつ、当該株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が政令で定める割合以上となるもの（次号に規定する特定市場外買付け等に該当しないものに限る。）を除く。）

二 特定市場外買付け等（取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（取引所金融商品市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定

て同じ。）を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等、株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者（第七項第一号に掲げる者うち内閣府令で定めるものに限る。）から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等をいう。第四号において同じ。）は、この限りでない。

一 取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（取引所金融商品市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による株券等の買付け等及び著しく少數の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合における株券等の買付け等を除く。）の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。以下この節において同じ。）に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（第七項第一号に掲げる者については、内閣府令で定める者を除く。）がある場合には、その株券等所有割合を加算したもの。以下この項において同じ。）が百分の五を超える場合における当該株券等の買付け等

二 取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（取引所金融商品市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定

るものとして政令で定める取引による株券等の買付け等及び著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合における株券等の買付け等を除く。）をいう。以下この号において同じ。（）の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が百分の五を超えることとなる場合又は特定市場外買付け等の前におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が既に百分の五を超えている場合であつて、当該特定市場外買付け等の後ににおけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が百分の二十以下となるときにおける当該特定市場外買付け等

（削る）

めの取引による株券等の買付け等を除く。第四号において同じ。）であつて著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合における株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における当該株券等の買付け等

三

取引所金融商品市場における有価証券の売買等であつて競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定めるもの（以下この項において「特定売買等」という。）による買付け等による株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における特定売買等による当該株券等の買付け等

四 六月を超えない範囲内において政令で定める期間内に政令で定める割合を超える株券等の取得を株券等の買付け等又は新規発行取得（株券等の発行者が新たに発行する株券等の取得をいう。以下この号において同じ。）により行う場合（株券等の買付け等により行う場合にはあつては、政令で定める割合を超える株券等の買付け等を特定売買等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（公開買付けによるもの及び適用除外買付け等を除く。）により行うときに限る。）であつて、

を行つた日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類（以下この節並びに第百九十七条第一項第三号及び第一百九十七条の二第一項第五号において「公開買付届出書」という。）を内閣総理大臣に提出をしなければならない。ただし、当該提出をしなければならない日（以下この項において「提出日」という。）が日曜日その他内閣府令で定める日（以下この項において「日曜日等」という。）に該当するときは、日曜日等以外の日であつて、当該提出日後に最初に到来する日に提出するものとする。

一〇三 （略）

3・4 （略）

（公開買付説明書等の作成及び交付）

第二十七条の九 （略）

2| 公開買付者が、前項の規定に基づき公開買付説明書に記載すべき事項のうち、公開買付届出書に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除く。以下この項において同じ。）について、公開買付届出書を参照すべき旨及び投資者が当該公開買付届出書に記載された事項を閲覧するために必要な事項として内閣府令で定める事項を公開買付説明書に記載した場合には、公開買付説明書に当該公開買付届出書に記載された事項の記載をしたものとみなす。

4| 3| 3| 公開買付者は、前条第一項から第四項までの規定により訂正届出書を提出した場合には、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なも

を行つた日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類（以下この節並びに第百九十七条及び第一百九十七条の二において「公開買付届出書」という。）を内閣総理大臣に提出をしなければならない。ただし、当該提出をしなければならない日が日曜日その他内閣府令で定める日に該当するときは、これらの日の翌日に提出するものとする。

一〇三 （略）

3・4 （略）

（公開買付説明書等の作成及び交付）

第二十七条の九 （略）
（新設）

3| 2| 公開買付者は、前条第一項から第四項までの規定により訂正届出書を提出した場合には、直ちに、内閣府令で定めるところにより、

のとして内閣府令で定める場合を除き、直ちに、内閣府令で定めるところにより、公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している者に対して、訂正した公開買付説明書を交付しなければならない。

(公開買付けに係る応募株券等の数等の公告等及び公開買付報告書等の提出)

第二十七条の十三 (略)

2 前項本文の規定による公告又は公表を行つた公開買付者は、内閣府令で定めるところにより、当該公告又は公表を行つた日に、当該公告又は公表の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(以下この節並びに第一百九十七条第一項第三号及び第一百九十七条の二第一項第五号において「公開買付報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該提出をしなければならない日(以下この項において「提出日」という。)が日曜日その他内閣府令で定める日(以下この項において「日曜日等」という。)に該当するときは、日曜日等以外の日であつて、当該提出日後に最初に到来する日に提出するものとする。

3 (5) (略)

(公開買付けに係る違反行為による賠償責任)

第二十七条の十六 第十六条の規定は、第二十七条の三第三項若しくは第二十七条の八第七項の規定に違反して内閣府令で定める行為を

公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している者に対して、訂正した公開買付説明書を交付しなければならない。

(公開買付けに係る応募株券等の数等の公告等及び公開買付報告書等の提出)

第二十七条の十三 (略)

2 前項本文の規定による公告又は公表を行つた公開買付者は、内閣府令で定めるところにより、当該公告又は公表を行つた日に、当該公告又は公表の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(以下この節並びに第一百九十七条及び第一百九十七条の二において「公開買付報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 (5) (略)

(公開買付けに係る違反行為による賠償責任)

第二十七条の十六 第十六条の規定は、第二十七条の三第三項若しくは第二十七条の八第七項の規定に違反して内閣府令で定める行為を

した者又は第二十七条の九第三項若しくは第四項の規定に違反して株券等の買付け等をした者について準用する。この場合において、第十六条中「これを取得した者」とあるのは、「公開買付け（第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。）に応じて株券等（第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。）の売付け等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。）」とした者」と読み替えるものとする。

（虚偽記載等のある公開買付説明書の使用者の賠償責任）

第二十七条の十九 第十七条の規定は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付説明書（第二十七条の九第二項の規定により当該公開買付説明書に公開買付届出書を参照すべき旨を記載した場合における当該公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条及び第二十七条の二十一第二項第一号において同じ。）を含む。）その他の表示を使用して株券等の売付け等をさせた者について準用する。この場合において、同条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者」と読み替えるものとする。

当該有価証券を取得した者」とあるのは、「公開買付け（第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。）に応じて株券等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。）の売付け等（第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。）をした者」と読み替えるものとする。

した者又は第二十七条の九第二項若しくは第三項の規定に違反して当該株券等の買付け等をした者について準用する。この場合において、第十六条中「これを取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて当該株券等の売付け等をした者」と読み替えるものとする。

（虚偽記載等のある公開買付説明書の使用者の賠償責任）

第二十七条の十九 第十七条の規定は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付説明書その他の表示を使用して株券等の売付け等をさせた者について準用する。この場合において、同条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者」と読み替えるものとする。

(虚偽記載等のある公開買付開始公告を行つた者等の賠償責任)

第二十七条の二十 第十八条第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあるのは「公開買付け（第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項において同じ。）に応じて株券等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。以下この項において同じ。）の売付け等（第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。以下この項において同じ。）をした者」と、同項ただし書中「当該有価証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該株券等の売付け等をした者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

一 (略)
二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付届出書を提出した者

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書（第二十七条の九第四項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。以下この条及び次条第二項第一号において同じ。）を作成した者

四 (略)

(虚偽記載等のある公開買付開始公告を行つた者等の賠償責任)

第二十七条の二十 第十八条第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

一 (略)
二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付届出書（その訂正届出書を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提出した者

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書（第二十七条の九第三項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。以下この条及び次条において同じ。）を作成した者

四 (略)

2・3 (略)

(発行者による上場株券等の公開買付け)

第二十七条の二二二の二 (略)

2・8 (略)

9 第十六条の規定は、第二項において準用する第二十七条の三第三項若しくは第二十七条の八第七項の規定に違反して内閣府令で定める行為をした者又は第二項において準用する第二十七条の九第三項若しくは第四項の規定に違反して上場株券等の買付け等をした者について準用する。この場合において、第十六条中「これを取得した者」とあるのは、「公開買付け(第二十七条の二第二項において準用する第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。)に応じて上場株券等(第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。)の売付け等(第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。)をした者」と読み替えるものとする。

10 第十七条の規定は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付説明書(第二項において準用する第二十七条の九第一項に規定する公開買付説明書をいい、第二項において準用する同条第二項の規定により当該公開買付説明書に公開買付届出書を参照すべき旨を記載した場合における当該公開買付届出書(その訂正届出書を含む。次項第二号及び第十二項において同じ。)を含む。)その他の表示を使用して上場株券等の売付け等をさせた者について準用する。この場合において、同条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて上場株券等の売付け等をした者」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(発行者による上場株券等の公開買付け)

第二十七条の二二二の二 (略)

2・8 (略)

9 第十六条の規定は、第二項において準用する第二十七条の三第三項若しくは第二十七条の八第七項の規定に違反して当該上場株券等の買付け等をした者について準用する。この場合において、第十六条中「これを取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者」と読み替えるものとする。

10 第十七条の規定は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付説明書(第二項において準用する第二十七条の九第一項に規定する公開買付説明書をいい、第二項において準用する同条第二項の規定により当該公開買付説明書に公開買付届出書を参照すべき旨を記載した場合における当該公開買付届出書(その訂正届出書を含む。次項第二号及び第十二項において同じ。)を含む。)その他の表示を使用して上場株券等の売付け等をさせた者について準用する。この場合において、同条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて上場株券等の売付け等をした者」と読み替えるものとする。

等をさせた者について準用する。この場合において、第十七条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「公開買付け（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。）に応じて上場株券等（第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）の売付け等（第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。）をした者」と読み替えるものとする。

11 第十八条第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあるのは、「公開買付け（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項において同じ。）に応じて上場株券等（第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この項において同じ。）の売付け等（第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。以下この項において同じ。）をした者」と、同項ただし書中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書を提出した者

11 第十八条第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次項において同

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書（第二項において準用する第二十七条の九第一項に規定する公開買付説明書をいい、第二項において準用する同条第四項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。次項において同じ。）を作成した者

12・13 (略)

(大量保有報告書の提出)

第二十七条の二十三 (略)

2 (略)

3 第一項の保有者には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて株券等を所有する者（売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する者その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。）のほか、次に掲げる者を含むものとする。ただし、第一号に掲げる者については、同号に規定する権限を有することを知った日において、当該権限を有することを知つた株券等（株券等に係る権利を表示する第二条第一項第二十号に掲げる有価証券その他の内閣府令で定める有価証券を含む。以下この項及び次条において同じ。）に限り、保有者となるものとみなし、第三号に掲げる者については、同号に規定するデリバティブ取引の原資産である株券等の数を算出する計算方法として内閣府令で定める計算方法により算出さ

じ。）を提出した者

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書（第二項において準用する第二十七条の九第三項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。次項において同じ。）を作成した者

12・13 (略)

(大量保有報告書の提出)

第二十七条の二十三 (略)

2 (略)

3 第一項の保有者には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて株券等を所有する者（売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する者その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。）のほか、次に掲げる者を含むものとする。ただし、第一号に掲げる者については、同号に規定する権限を有することを知つた日において、当該権限を有することを知つた株券等（株券等に係る権利を表示する第二条第一項第二十号に掲げる有価証券その他の内閣府令で定める有価証券を含む。以下この項及び次条において同じ。）に限り、保有者となつたものとみなす。

れた数の株券等について保有者となるものとみなす。

一・二 (略)

三 株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有する者 (前二号に該当する者を除く。) であつて、当該デリバティブ取引の相手方から当該株券等を取得する目的その他の政令で定める目的を有する者

4

第一項の「株券等保有割合」とは、株券等の保有者 (同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。) の保有 (前項第一号若しくは第二号に規定する権限又は同項第三号に規定する権利を有する場合を含む。以下この章において同じ。) に係る当該株券等 (自己株式 (会社法第二百十三条第四項に規定する自己株式をいう。) その他当該株券等の保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。) の数 (株券については内閣府令で定めるところにより計算した株式の数を、その他のものについては内閣府令で定める数をいう。以下この章において同じ。) の合計から当該株券等の発行者が発行する株券等のうち、第百六十一条の二第一項に規定する信用取引その他内閣府令で定める取引の方法により譲渡したことにより、引渡義務 (共同保有者に対して負うものを除く。) を有するものの数を控除した数 (以下この項及び第六項において「保有株券等の数」という。) に当該発行者が発行する株券等に係る共同保有者の保有株券等の数 (保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の政令で定める権利が存在する数を除く。) を加算した数 (第二十七条の二十五第一項

一・二 (略)
(新設)

4

第一項の「株券等保有割合」とは、株券等の保有者 (同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。) の保有 (前項各号に規定する権限を有する場合を含む。以下この章において同じ。) に係る当該株券等 (自己株式 (会社法第二百十三条第四項に規定する自己株式をいう。) その他当該株券等の保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)

の数 (株券については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定める数をいう。以下この章において同じ。) の合計から当該株券等の発行者が発行する株券等のうち、第百六十一条の二第一項に規定する信用取引その他内閣府令で定める取引の方法により譲渡したことにより、引渡義務 (共同保有者に対して負うものを除く。) を有するものの数を控除した数 (以下この章において「保有株券等の数」という。) に当該発行者が発行する株券等に係る共同保有者の保有株券等 (保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の政令で定める権利が存在する数を除く。) の数を加算した数 (以下この章において「保有株券等の総数」という。) を、当該発行者の発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定め

において「保有株券等の総数」という。)を、当該発行者の発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等(株券その他の内閣府令で定める有価証券を除く。)の数を加算した数で除して得た割合をいう。

5 前項の「共同保有者」とは、株券等の保有者が、当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合(次に掲げる要件の全てに該当する場合を除く。)における当該他の保有者をいう。

一 当該保有者及び他の保有者が金融商品取引業者(第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。)、銀行その他の内閣府令で定める者であること。

二 共同して第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行ふことを合意の目的としないこと。

三 共同して当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意(個別の権利の行使ごとの合意として政令で定めるものに限る。)であること。

6 株券等の保有者と当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者が、株式の所有関係その他の政令で定める特別の関係においては、当該他の保有者を当該保有者に係る第四項の共同保有者とみなす。ただし、当該保有者又は他の保有者のい

る数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等(株券その他の内閣府令で定める有価証券を除く。)の数を加算した数で除して得た割合をいう。

5 前項の「共同保有者」とは、株券等の保有者が、当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者をいう。

(新設)

(新設)

6 株券等の保有者と当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者が、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある場合においては、当該他の保有者を当該保有者に係る第四項の共同保有者とみなす。ただし、当該保有者又は他の保有者のい

有株券等の数が内閣府令で定める数以下である場合においては、この限りでない。

(電子情報処理組織を使用する方法等による目論見書記載事項の提供等)

第二十七条の三十の九 (略)

2 前項の規定は、第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面、第二十七条の九第三項又は第四項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付しなければならない公開買付説明書（第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付説明書をいい、その訂正した公開買付説明書を含む。）及び第二十七条の二十四の規定により交付しなければならない通知書について準用する。

(登録の申請)

第二十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章（第二十九条の四第一項第五号ホ(3)及び第五節を除く。）から第二章の五までにおいて同じ。）の氏名又は名称

ずれかの保有株券等の数が内閣府令で定める数以下である場合においては、この限りでない。

(電子情報処理組織を使用する方法等による目論見書記載事項の提供等)

第二十七条の三十の九 (略)

2 前項の規定は、第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面、第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付しなければならない公開買付説明書（第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付説明書をいい、その訂正した公開買付説明書を含む。）及び第二十七条の二十四の規定により交付しなければならない通知書について準用する。

(登録の申請)

第二十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章（第二十九条の四第一項第五号ホ(3)及び第五節を除く。）から第二章の四までにおいて同じ。）の氏名又は名称

四・五 (略)

五の二 投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭又は有価証券を預託させないときにつきにあつては、その旨六・十一 (略)

四・五 (新設)
(略)

十二 投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容その他内閣府令で定める事項

十三・十四 (略)

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二十九条の四第一項各号（第一号ニからハまで、第一号の二、第三号イ、第四号ニ、第五号ハ及び第七号（第六十六条の五十三第六号ハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二・三 (略)

3・4 (略)

(登録の拒否)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しく

四・五 (略)

四・五 (新設)
(略)

十二・十三 (略)

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二十九条の四第一項各号（第一号ニからハまで、第四号ニ、第五号ハ及び第七号（第六十六条の五十三第六号ハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二・三 (略)

3・4 (略)

(登録の拒否)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しく

は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいざれかに該当する者

イ 第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等特例業務（第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び第二号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十三条の十三第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務（第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この号及び第二号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十六条の二十一第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは第六十六条の八十五第一項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）

は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいざれかに該当する者

イ 第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等特例業務（第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十三条の十三第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務（第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十六条の二十一第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）

）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者

□ 次のいずれかに該当する者

（略）

（2）第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に取引所取引業務（同項に規定する取引所取引業務をいう。以下この号及び第二号へ（2）並びに第三十八条第八号において同じ。）を廃止したことにより第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者（第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下この号及び第二号並びに第三十八条第八号において同じ。）（当該当該通知があつた日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関

を取り消され、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者

□ 次のいずれかに該当する者

（略）

（2）第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に取引所取引業務（同項に規定する取引所取引業務をいう。以下この号及び次号へ（2）並びに第三十八条第八号において同じ。）を廃止したことにより第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者（第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下この号及び次号並びに第三十八条第八号において同じ。）（当該当該通知があつた日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関

機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(3)

第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に電子店頭デリバティップ取引等業務（同項に規定する電子店頭デリバティップ取引等業務をいう。以下この号及び第二号へ(3)において同じ。）を廃止したことにより第六十条の十四第二項において準用する第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティップ取引等許可業者（同項に規定する電子店頭デリバティップ取引等許可業者をいう。以下この号及び第二号において同じ。）（当該通知があつた日前に電子店頭デリバティップ取引等業務を廃止することについての決定（当該電子店頭デリバティップ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該当該届出の日から五年を経過しないもの

(4)

第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の二第一項の規定により特例業務届出者（第六十三条第二項の規定による届出をした

の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(3)

第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に電子店頭デリバティップ取引等業務（同項に規定する電子店頭デリバティップ取引等許可業者をいう。以下この号及び次号において同じ。）（当該通知があつた日前に電子店頭デリバティップ取引等業務を廃止することについての決定（当該電子店頭デリバティップ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(4)

第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の二第一項の規定により特例業務届出者（第六十三条第二項の規定による届出をした

者をいう。以下この号及び第二号において同じ。)の地位を承継した旨の第六十三条の二第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(同条第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(略)

(6) (5)
第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者(第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。以下この号及び第二号において同じじ。)の地位を承継した旨の第六十三条の十第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届

者をいう。以下この号及び次号において同じ。)の地位を承継した旨の第六十三条の二第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(同条第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(略)

(6) (5)
第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者(第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。以下この号及び次号において同じじ。)の地位を承継した旨の第六十三条の十第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届

届出をした場合にあつては、当該届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(7) (10) (略)

(11) 第六十六条の八十五第一項の規定による第六十六条の七十一の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の八十三第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に投資運用関係業務受託業を廃止し、分割により投資運用関係業務受託業に係る事業の全部を承継させ、又は投資運用関係業務受託業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(7) (10) (略)
(新設)

(12) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規

出をした場合にあつては、当該届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(11) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規

定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は处分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。〔12〕及び第二号へ〔12〕において同じ。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ハ・ニ
(略)

ホ 次のいずれかに該当する者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成二年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らし、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる者
- (2) その他金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める基準に該当する者

定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は处分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。〔11〕及び次号へ〔11〕において同じ。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ハ・ニ
(略)

ホ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

ハ (略)

一の二 法人である場合は、登録申請の対象となる金融商

品取引業に係る業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び次号、第三十三条の五第一項第三号イ、第五十二条第二項、第五十二条の二第二項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十三条第七項第一号ハ、第六十三条の九第六項第二号ト、第六十六条の五十三第五号イハ、第六十六条の六十三第二項、第六十六条の七十四第七号イ及びハ並びに第六十六条の八十五第二項において同じ。）又は使用人を確保していないと認められる者。ただし、登録申請者が投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき第六十六条の七十一の登録又は第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限る。）に委託する場合における当該投資運用関係業務については、その業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保していれば足りるものとする。

二 法人である場合においては、役員又は政令で定める使用人のうち次いづれかに該当する者のある者

ハ (新設) (略)

二 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条

イ　ハ　（略）

二　金融商品取引業者であつた法人が第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業者であつた法人が第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた法人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務届出者であつた法人が第六十三条の十三第十三条の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の

二　第二項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十三条第七項第一号ハ、第六十六条の五十三第五号イ並びに第六十六条の六十三第二項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ　ハ　（略）

二　金融商品取引業者であつた法人が第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業者であつた法人が第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた法人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務届出者であつた法人が第六十三条の十三第十三条の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の

れたことがある場合、金融商品仲介業者であつた法人が第六十
六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され
たことがある場合、信用格付業者であつた法人が第六十六条の
四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消
されたことがある場合、高速取引行為者であつた法人が第六十
六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取
り消されたことがある場合若しくは投資運用関係業務受託業者
であつた法人が第六十六条の八十五第一項の規定により第六十
六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金
融サービス仲介業者であつた法人が金融サービスの提供及び利
用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三
号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有
価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された
ことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び
利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に
より当該外国において同種類の登録若しくは許可（当該登録又
は許可に類する認可その他の行政処分を含む。ニにおいて同じ
。）を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り
消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若
しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた法人
が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その
取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつ
た者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

れたことがある場合、金融商品仲介業者であつた法人が第六十
六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され
たことがある場合、信用格付業者であつた法人が第六十六条の
四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消
されたことがある場合若しくは高速取引行為者であつた法人が
第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登
録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業
者であつた法人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に
に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除
く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務
の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又
はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等
に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国にお
いて同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認
可その他の行政処分を含む。ニにおいて同じ。）を受けていた
法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消されたことがある
場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家
等特例業務と同種類の業務を行つていた法人が当該業務の廃止
を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の
日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し
又は命令の日から五年を経過しない者

ホ 金融商品取引業者であつた個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた個人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合、金融商品仲介業者であつた個人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、高速取引行為者であつた個人が第六十六条の六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは投資運用関係業務受託業者であつた個人が第六十六条の八十五第一項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であつた個人が第六十六条の八十五第一項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であつた個人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国

ホ 金融商品取引業者であつた個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた個人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合、金融商品仲介業者であつた個人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合若しくは高速取引行為者であつた個人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であつた個人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国

れたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた個人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しない者

へ次のいずれかに該当する者

(1) (10) (略)

(11) 第六十六条の八十五第一項の規定による第六十六条の七十一の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の八十三第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る投資運用関係業務受託業者であつた法人とし、当該通知があつた日前に投資運用関係業務受託業を廃止

において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けた個人が当該同種類の許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた個人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しない者

へ次のいずれかに該当する者

(1) (10) (略)
(新設)

し、合併（投資運用関係業務受託業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により投資運用関係業務受託業に係る事業の全部を承継させ、又は投資運用関係業務受託業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(12)
(略)

ト個人であつて、第一号口に該当する者

チ第五十二条第二項、第六十条の八第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項、第六十六条の六十三第二項若しくは第六十六条の八十五第二項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

リ第一号ハに規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十

(11)
(略)

ト個人であつて、前号口に該当する者

チ第五十二条第二項、第六十条の八第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

リ前号ハに規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十

年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三|個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ|登録申請の対象となる金融商品取引業に係る業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有していないと認められる者

ロ|前号イからチまで若しくはリ（第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）のいずれかに該当する者又は政令で定める使用人のうち前号イからリまでのいずれかに該当する者のある者

四|七 （略）

2|6

（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）
第二十九条の四の二 （略）

（略）

7 第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合における第二十七条の二第四項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十六第一項及び第六十六条の二第一項第四号の規定の適用については、これら

反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三|個人である場合においては、前号イからチまで若しくはリ（第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）のいずれかに該当する者又は政令で定める使用人のうち前号イからリまでのいずれかに該当する者のある者

四|七 （略）

2|6

（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）
第二十九条の四の二 （略）

（略）

7 第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合における第二十七条の二第四項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十六第一項及び第六十六条の二第一項第四号の規定の適用に

の規定中「第一種金融商品取引業」とあるのは「第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）」と、第二十七条の二十六第一項中「同条第四項」とあるのは「第二十八条第四項」とあるのは「第二十八条第四項」とする。

8・9 (略)

(非上場有価証券特例仲介等業者についての登録等の特例)

第二十九条の四の四 第二十九条の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業務のみを行おうとする場合における非上場有価証券特例仲介等業務についての第二十九条の二第一項第五号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第五号中「投資運用業の種別」とあるのは「投資運用業の種別（第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務にあつては、これに該当する旨を含む。）」と、同条第二項第一号中「第五号ハ」とあるのは「第五号ハ、第六号イ」とする。

2 第二十九条の四第一項第五号ハ及び第六号イの規定（これらの規定を第三十一条第五項において準用する場合を含む。）は、前項の場合又は第三十一条第四項の変更登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業務のみを行おうとする場合における非上場有価証券特例仲介等業務については、適用しない。

については、これらの規定中「第一種金融商品取引業」とあるのは「第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）」と、第二条第十一項及び第二十七条の二十六第一項中「同条第四項」とあるのは「第二十八条第四項」とする。

8・9 (略)

(新設)

3

非上場有価証券特例仲介等業者（投資運用業を行う者を除く。次項において同じ。）は、第三十五条第三項の規定にかかわらず、同条第二項各号に掲げる業務を行うこととなつた旨を内閣総理大臣に届け出ることを要しない。

4

非上場有価証券特例仲介等業者は、金融商品取引業並びに第三十五条第一項及び第二項の規定により行う業務以外の業務を行う場合には、同条第四項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。

5

第四十六条の五及び第四十六条の六の規定は、非上場有価証券特例仲介等業者については、適用しない。

6
非上場有価証券特例仲介等業者が非上場有価証券特例仲介等業務を行う場合における第二十七条の二第四項（第二十七条の二二二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十六第一項及び第六十六条の二第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第一種金融商品取引業」とあるのは「第一種金融商品取引業（第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）」と、第二十七条の二十六第一項中「同条第四項」とあるのは「第二十八条第四項」とする。

7
第三項から前項までの「非上場有価証券特例仲介等業者」とは、登録申請書に非上場有価証券特例仲介等業務に該当する旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者（第三十条第一項の認可を受けた者を除く。）をいう。

8
第一項、第二項及び前二項の「非上場有価証券特例仲介等業務」

とは、第一種金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。）に係る次に掲げる行為

イ 売付けの媒介又は第二条第八項第九号に掲げる行為（一般投資家（特定投資家等、当該有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために行うものを除く。）

ロ 買付けの媒介（一般投資家のために行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として行うものを除く。）

二 前号に掲げる行為に関する顧客から金銭の預託を受けること（同号に掲げる行為による取引の決済のために必要なものであつて、当該預託の期間が政令で定める期間を超えないものに限る。）

（適格投資家に関する業務についての登録等の特例）

第二十九条の五 （略）

2 (4) （略）

5 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合における第六十六条の二第一項第四

（適格投資家に関する業務についての登録等の特例）

第二十九条の五 （略）

2 (4) （略）

5 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合における第二条第十一項及び第六十

号の規定の適用については、同号中「規定する投資運用業」とあるのは、「規定する投資運用業（第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）」とする。

六条の二第一項第四号の規定の適用については、第二条第十一項中「同条第四項に規定する投資運用業」とあるのは、「同条第四項に規定する投資運用業（第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）」と、「同項」とあるのは、「第二十八条第四項」と、同号中「規定する投資運用業」とあるのは、「規定する投資運用業（第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）」とする。

（認可）

第三十条 金融商品取引業者は、第二条第八項第十号に掲げる行為を業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、当該行為を次に掲げる有価証券のみについて行う場合であつて、当該行為に係る有価証券の売買高の合計額が、当該行為を安定的に行うことが困難となつた場合であつても多数の者に影響を及ぼすおそれが少ないと認められる基準として政令で定める基準以下のときは、この限りでない。

- 一 第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券その他政令で定める有価証券を除く。）
- 二 第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券及び前号に規定する政令で定める有価証券を除く。）
- 三 前二号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、第二

（認可）

第三十条 金融商品取引業者は、第二条第八項第十号に掲げる行為を業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

（新設）

（新設）

条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

四 前三号に掲げるもののほか、当該行為を安定的に行うことが困難となつた場合であつても多数の者に影響を及ぼすおそれが少ないと認められる有価証券として政令で定めるもの

(新設)

2 (略)

(変更登録等)

第三十一条 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項各号（第五号から第六号まで、第七号口、第八号及び第九号を除く。）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨の旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2・3 (略)

4 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項第五号から第六号ま

で、第七号口、第八号又は第九号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

2・3 (略)

4 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項第五号、第六号、第

七号口、第八号又は第九号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

5 第二十九条の三及び第二十九条の四の規定は、前項の変更登録に

ついて準用する。この場合において、第二十九条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十九条の四第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号イからニまで、第二号及び第三号口を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 (略)

金融商品取引業者は、第三項の規定にかかわらず、第二十九条の二(第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法のうち、第二条第八項第十号に掲げる行為(第三十条第一項ただし書の規定により行うものに限る。)に係るものであつて、有価証券の取引の公正の確保の必要性、決済の確保の必要性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるものについて変更をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(金融機関の有価証券関連業の禁止等)

第三十三条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関(以下この条及び次条において「金融機関」という。)は、有価証券関連業又は投資運用業を行つてはならない。ただし、有価証券関連業については、金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買若しくは有価証券関連デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(金融機関の登録の拒否等)

第三十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若

(金融機関の有価証券関連業の禁止等)

第三十三条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関(以下この条、次条及び第二百一条において「金融機関」という。)は、有価証券関連業又は投資運用業を行つてはならない。ただし、有価証券関連業については、金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買若しくは有価証券関連デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(金融機関の登録の拒否等)

第三十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若

しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五十二条の二第一項の規定により第三十三条の二の登録を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは第六十六条の八十五第一項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二 （略）

三 次のいずれかに該当する者

イ 登録金融機関業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していないと認められる者

しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五十二条の二第一項の規定により第三十三条の二の登録を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二 （略）

三 登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

口 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との關係その他の事情に照らし、登録金融機関業務の信用を失墜させるおそれがあると認められる者

ハ その他登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める基準に該当する者

四・五 (略)

2

(信託業務を営む場合等の特例等)

第三十三条の八 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関である場合における第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二、第三十三条の三第一項、第三十三条の四第一項第一号、第三十三条の五第一項第三号イ、第三十三条の六第一項、第五十二条の二第一項第四号並びに第一百九十四条の六第二項の規定の適用については、第三十三条第一項中「有価証券関連業又は投資運用業」とあるのは「有価証券関連業」と、同条第二項中「行われるもの及び当該金融機関が行う投資助言業務に關しその顧客から注文を受けて行われるもの」とあるのは「行われるもの」と、第三十三条の二中「投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務」とあるのは「投資助言・代理業、投資運用業（第二条第八項第十四号又は第十三条の二中「投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務」とあるのは「投資助言・代理業、投資運用業（第二条第八項第十四号又は第十五条に掲げる行為（これらの規定の金銭その他の財産を信託とは第十五号に掲げる行為（これらの規定の金銭その他の財産を信託

四・五 (略)

2

(信託業務を営む場合等の特例等)

第三十三条の八 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関である場合における第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二並びに第五十二条の二第一項第四号の規定の適用については、第三十三条第一項中「有価証券関連業又は投資運用業」とあるのは「有価証券関連業」と、同条第二項中「行われるもの及び当該金融機関が行う投資助言業務に關しその顧客から注文を受けて行われるもの」とあるのは「行われるもの」と、第三十三条の二中「投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務」とあるのは「投資助言・代理業、投資運用業（第二条第八項第十四号又は第十五条に掲げる行為（これらの規定の金銭その他の財産を信託して所有して行うものに限る。）を行う業務を除く。以下この章において同じ。）若しくは有価証券等管理業務」と、同号中「投資助

財産として所有して行うものに限る。）を行う業務を除く。以下の章において同じ。）若しくは有価証券等管理業務」と、第三十三条

条の三第一項中「事項を」とあるのは「事項並びに投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容その他内閣府令で定める事項を」と、第三十三条の四第一項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは「前条第一項に規定する」と、第三十三条の五第一項第三号イ中「認められる者」とあるのは「認められる者。ただし、登録申請者が投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき第六十六条の七十一の登録又は第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限る。）に委託する場合における当該投資運用関係業務については、その業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保していれば足りるものとする。」と、第三十三条の六第一項中「第三十三条の三第一項各号に掲げる」とあるのは「第三十三条の三第一項に規定する」と、第五十二条の二第一項第四号中「投資助言・代理業」とあるのは「投資助言・代理業又は投資運用業」と、第一百九十四条の六第二項中「掲げる事項」とあるのは「規定する事項」とする。

2
•
3
（略）

（運用権限の委託）

第四十二条の三
（略）

言・代理業」とあるのは「投資助言・代理業又は投資運用業」とする。

2
•
3
（略）

（運用権限の委託）

第四十二条の三
（略）

2 | 金融商品取引業者等は、前項の規定により委託をする場合においては、当該委託を受ける者に対し、運用の対象及び方針を示し、かつ、内閣府令で定めるところにより、運用状況の管理その他の当該委託に係る業務の適正な実施を確保するための措置を講じなければならない。

3 (略)

(金融商品取引業者に対する監督上の処分)

第五十二条 内閣総理大臣は、金融商品取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二～十二 (略)

2～5 (略)

(引受業務の一部の許可の拒否要件)

第五十九条の四 内閣総理大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重大な事実の記載が欠けているときは、許可を拒否しなければならない。

2 | 金融商品取引業者等は、前項の規定にかかわらず、すべての運用財産につき、その運用に係る権限の全部を同項に規定する政令で定める者に委託してはならない。

3 (略)

(金融商品取引業者に対する監督上の処分)

第五十二条 内閣総理大臣は、金融商品取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十九条の四第一項第一号、第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二～十二 (略)

2～5 (略)

(引受業務の一部の許可の拒否要件)

第五十九条の四 内閣総理大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重大な事実の記載が欠けているときは、許可を拒否しなければならない。

一 第五十三条第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、次条第一項の規定により第五十九条第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは第六十六条の八十五第一項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七、第六十六条の二十七、第六十六条の五十若しくは第六十六条の七十一の登録若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

二・三 （略）
2・3 （略）

（取引所取引業務の許可の拒否要件）

第六十条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請

一 第五十三条第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、次条第一項の規定により第五十九条第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

二・三 （略）
2・3 （略）

（取引所取引業務の許可の拒否要件）

第六十条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請

が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ～ヘ
(略)

ト 第五十二条第一項若しくは第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは第六十条の八十五第一項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条の八十五第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものを除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。トにおいて同じ。）を取り消され、又は本店若しくは本店若しくは取引所取引店が所在する国において受けている第二十九条、六条の五十若しくは第六十六条の七十一の登録若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）がこの法律若しくは金融サービスの提供及行政処分を含む。）がこの法律若しくは金融サービスの提供及

が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ～ヘ
(略)

ト 第五十二条第一項若しくは第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。トにおいて同じ。）を取り消され、又は本店若しくは取引所取引店が所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により取り消され、その取消しの日から五

び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

年を経過するまでの者であるとき。

チヨル (略)

二(四) (略)

2・3 (略)

チヨル (略)

二(四) (略)

2・3 (略)

(適格機関投資家等特例業務)

第六十三条 (略)

2(6) (略)

7 次の各号のいずれかに該当する者（金融商品取引業者等を除く。）は、適格機関投資家等特例業務を行つてはならない。

一 (略)

二 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ 第二十九条の四第一項第三号ロに該当する者

ハ(ホ) (略)

8(13) (略)

(海外投資家等特例業務の届出等)

第六十三条の九 金融商品取引業者及び第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者は、第二十九条の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣

(適格機関投資家等特例業務)

第六十三条 (略)

2(6) (略)

7 次の各号のいずれかに該当する者（金融商品取引業者等を除く。）は、適格機関投資家等特例業務を行つてはならない。

一 (略)

二 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ 第二十九条の四第一項第三号に該当する者

ハ(ホ) (略)

8(13) (略)

(海外投資家等特例業務の届出等)

第六十三条の九 金融商品取引業者及び第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者は、第二十九条の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣

に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次条第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

一〇七 (略)

八 投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容その他内閣府令で定める事項

九・十 (略)

2(5)

(略)

6 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（金融商品取引業者等を除く。）は、海外投資家等特例業務（特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として行うものを除く。）を行つてはならない。

一次のいづれかに該当する者

イ (略)

ロ 次のいづれかに該当する者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らし、海外投資家等特例業務の信用を失墜させるおそれがあると認められる者
- (2) その他海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人
- 的構成を有しない者として内閣府令で定める基準に該当する者

に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次条第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

一〇七 (略)

(新設)

八・九 (略)

2(5)

(略)

6 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（金融商品取引業者等を除く。）は、海外投資家等特例業務（特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として行うものを除く。）を行つてはならない。

一次のいづれかに該当する者

イ (略)

ロ 海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を

有しない者として内閣府令で定める者

ハ (略)

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ～ヘ (略)

ト 届出の対象となる海外投資家等特例業務のそれぞれにつき、

その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員

又は使用人を確保していないと認められる者。ただし、届出を

行う者が投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該

投資運用関係業務を行うことにつき第六十六条の七十一の登録

又は第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限

る。）に委託する場合における当該投資運用関係業務について

は、その業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人

を確保していれば足りるものとする。

三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第三号口に該当する者

ロ (略)

ハ 届出の対象となる海外投資家等特例業務のそれぞれにつき、

その執行について必要となる十分な知識及び経験を有していな

いと認められる者。ただし、届出を行う者が投資運用関係業務

を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うこ

とにつき第六十六条の七十一の登録又は第六十六条の七十五第

四項の変更登録を受けている者に限る。）に委託する場合にお

ける当該投資運用関係業務については、その業務の監督を適切

に行う能力を有する者であることをもつて足りるものとする。

ハ (略)

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ～ヘ (略)

ト (新設)

三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第三号に該当する者

ロ (略)
(新設)

第三章の五 投資運用関係業務受託業者

第一節 総則

(登録)

第六十六条の七十一 投資運用関係業務受託業を行う者は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

(登録の申請)

第六十六条の七十二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 財産的基礎に係る事項として内閣府令で定めるもの
- 三 法人であるときは、役員の氏名又は名称
- 四 主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地
- 五 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 六 業務の種別（第二条第四十三項各号に掲げる業務の種別をいう

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

七	他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類
八	その他内閣府令で定める事項
一	前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
二	第六十六条の七十四各号（第二号から第五号まで、第七号ハ及び第八号ハを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
三	二　投資運用関係業務受託業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
四	三　法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるもの含む。）
五	四　その他内閣府令で定める書類
六	三　前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。
一	（登録簿への登録）
二	第六十六条の七十三　内閣総理大臣は、第六十六条の七十一の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を投資運用関係業務受託業者登録簿に登録しなければならない。
一	前条第一項各号に掲げる事項

(新設)

二| 登録年月日及び登録番号

2| 内閣総理大臣は、投資運用関係業務受託業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六十六条の七十四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

二 他に行う事業が公益に反すると認められる者

三 次のいずれかに該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二

号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関

係その他の事情に照らし、投資運用関係業務受託業の信用を失墜させるおそれがあると認められる者

ロ その他投資運用関係業務受託業を適確に遂行するに足りる人

的構成を有しない者として内閣府令で定める基準に該当する者

四 その行おうとする投資運用関係業務受託業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

五 財産的基礎を有しない者

(新設)

六 国内に営業所又は事務所を有しない者

七 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

(1) 心身の故障により投資運用関係業務受託業に係る業務を適

正に行うことができない者として内閣府令で定める者

(2) 第二十九条の四第一項第二号口からリまでのいずれかに該

当する者

ロ 外国法人であつて国内における代表者又は国内における代理

人を定めていない者

ハ 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る業務の

それぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び
経験を有する役員又は使用人を確保していないと認められる者

八 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第二号口からチまで若しくはリ（同項

第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）又は前号

イ(1)のいずれかに該当する者

ロ 外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定め

ていらない者

ハ 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る業務の

それぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び
経験を有していないと認められる者

（変更登録等）

第六十六条の七十五　投資運用関係業務受託業者は、第六十六条の七

十二第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を投資運用関係業務受託業者登録簿に登録しなければならない。

3 投資運用関係業務受託業者は、第六十六条の七十二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 投資運用関係業務受託業者は、第六十六条の七十二第一項第六号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるとところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならぬ。

5 前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十六条の七十三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条中「次の各号」とあるのは「第三号から第五号まで、第七号ハ若しくは第八号ハ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

（新設）

第二節 業務

(誠実義務)

第六十六条の七十六 投資運用関係業務受託業者並びにその役員及び
使用者は、委託者のため誠実かつ公正にその業務を遂行しなければ
ならない。

(委託者に対する義務)

第六十六条の七十七 投資運用関係業務受託業者は、委託者のため忠
実にその業務を遂行しなければならない。

2| 投資運用関係業務受託業者は、委託者に対し、善良な管理者の注
意をもつてその業務を遂行しなければならない。

(業務管理体制の整備)

第六十六条の七八| 投資運用関係業務受託業者は、その行う投資運
用関係業務受託業を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところ
により、業務管理体制を整備しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第六十六条の七十九 投資運用関係業務受託業者は、自己の名義をも
つて、他人に投資運用関係業務受託業を行わせてはならない。

(再委託の禁止)

第六十六条の八十 投資運用関係業務受託業者は、他の者に投資運用
関係業務（当該投資運用関係業務を行うことにつき第六十六条の七

(新設)

(新設)

(新設)

十一の登録又は第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けているものに限る。次項において同じ。）を委託してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の承認の申請があつた場合には、投資運用関係業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行ふことが承認申請者に当該投資運用関係業務を委託した者における投資運用業等の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるときに限り、承認しないものとする。

（記録の保存）

第六十六条の八十一 投資運用関係業務受託業者は、内閣府令で定めるところにより、投資運用関係業務受託業に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三節 監督

（事業報告書の提出）

第六十六条の八十二 投資運用関係業務受託業者は、事業年度ごとに内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（廃業等の届出等）

（新設）

（新設）

第六十六条の八十三　投資運用関係業務受託業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

- 一　投資運用関係業務受託業者である個人が死亡したとき　その相続人
- 二　投資運用関係業務受託業（第六十六条の七十一の登録又は第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けているものに限る。第六号において同じ。）を廃止したとき　その法人又は個人
- 三　投資運用関係業務受託業者である法人が合併により消滅したとき　その法人を代表する役員であつた者
- 四　投資運用関係業務受託業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき　その破産管財人
- 五　投資運用関係業務受託業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき　その清算人
- 六　投資運用関係業務受託業者である法人が分割により事業（投資運用関係業務受託業に係る事業に限る。次号において同じ。）の全部を承継させたとき　その法人
- 七　事業の全部を譲渡したとき　その法人又は個人

2　投資運用関係業務受託業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該投資運用関係業務受託業者の第六十六条の七十一の登録は、その効力を失う。

（新設）

(業務改善命令)

第六十六条の八十四 内閣総理大臣は、投資運用関係業務受託業者の業務の運営又は財産の状況に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該投資運用関係業務受託業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督上の処分)

第六十六条の八十五 内閣総理大臣は、投資運用関係業務受託業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該投資運用関係業務受託業者の第六十六条の七十一の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資運用関係業務受託業の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第六十六条の七十四各号（第七号イを除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第六十六条の七十一の登録を受けたとき。
- 三 投資運用関係業務受託業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。
- 四 投資運用関係業務受託業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 内閣総理大臣は、投資運用関係業務受託業者の役員（外国法人においては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は

(新設)

(新設)

国内における代表者に限る。以下この項において同じ。)が、第六十六条の七十四第七号イ(1)若しくは(2)に該当することとなつたとき、第六十六条の七十一の登録当時既に同号イ(1)若しくは(2)に該当していたことが判明したとき、又は前項第三号若しくは第四号に該当することとなつたときは、当該投資運用関係業務受託業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、投資運用関係業務受託業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は投資運用関係業務受託業者の所在（法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該投資運用関係業務受託業者から申出がないときは、当該投資運用関係業務受託業者の登録を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(監督処分の公告)

第六十六条の八十六 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消し、又は前条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(登録の抹消)

第六十六条の八十七 内閣総理大臣は、投資運用関係業務受託業者から第六十六条の七十一の登録の抹消の申請があつたとき、第六十六条の八十三第二項の規定により第六十六条の八十五第一項若しくは第二項の力を失つたとき、又は第六十六条の八十五第一項若しくは第二項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(報告の徵取及び検査)

第六十六条の八十八 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、投資運用関係業務受託業者、これと取引をする者若しくは当該投資運用関係業務受託業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該投資運用関係業務受託業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資運用関係業務受託業者若しくは当該投資運用関係業務受託業者から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは記録その他の物件の検査（当該投資運用関係業務受託業者から業務の委託を受けた者にあつては、当該投資運用関係業務受託業者の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

(審問等)

第六十六条の八十九 内閣総理大臣は、第六十六条の七十一の登録又

(新設)

(新設)

は第六十六条の七十五第四項の変更登録を拒否しようとするときは、登録申請者又は投資運用関係業務受託業者に通知して、当該職員に、当該登録申請者又は当該投資運用関係業務受託業者につき審問を行わせなければならない。

2 内閣総理大臣は、第六十六条の八十四又は第六十六条の八十五第一項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、第六十六条の七十一の登録若しくは第六十六条の七十五第四項の変更登録をし、若しくはしないこととしたとき、又は第六十六条の八十四若しくは第六十六条の八十五第一項若しくは第二項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を登録申請者又は投資運用関係業務受託業者に通知しなければならない。

第四節 雜則

(職務代行者)

第六十六条の九十 内閣総理大臣は、投資運用関係業務受託業者（外国法人に限る。以下この条において同じ。）の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合において、当該投資運用関係業務受託業者

(新設)

(新設)

は、国内における主たる営業所又は事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、投資運用関係業務受託業者に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等)

第六十六条の九十一 投資運用関係業務受託業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における第六十六条の八十二の規定の適用については、同条中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とするほか、投資運用関係業務受託業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(内閣府令への委任)

第六十六条の九十二 第六十六条の七十一から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(投資運用関係業務受託業者の自主的努力の尊重)

第六十六条の九十三 内閣総理大臣は、投資運用関係業務受託業者を監督するに当たつては、業務の運営についての投資運用関係業務受

(新設)

(新設)

託業者の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(免許審査基準)

第八十二条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 (略)

二 免許申請者が第百四十八条、第一百五十二条第一項、第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第一百五十六条の二十六において準用する第一百四十八条若しくは第一百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十一第一項、第六十六条の四十二第一項、第六十六条の六十三第一項若しくは第六十六条の八十五第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十条の七第一項、第一百六条の二十一第一項、第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十六条の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されるものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免

(免許審査基準)

第八十二条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 (略)

二 免許申請者が第百四十八条、第一百五十二条第一項、第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第一百五十六条の二十六において準用する第一百四十八条若しくは第一百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十一第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十条の七第一項、第一百六条の二十一第一項、第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十六条の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又

許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三・四 （略）

（認可審査基準）

第一百六条の十二 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

一・二 （略）

三 認可申請者が第一百四十八条、第一百五十二条第一項、第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第一百五十六条の二十六において準用する第一百四十八条若しくは第一百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項、第六十六条の六十三第一項若しくは第六十六条の八十五第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第一百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項、第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取

は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三・四 （略）

（認可審査基準）

第一百六条の十二 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

一・二 （略）

三 認可申請者が第一百四十八条、第一百五十二条第一項、第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第一百五十六条の二十六において準用する第一百四十八条若しくは第一百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項、第六十六条の六十三第一項若しくは第六十六条の八十五第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第一百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項、第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取

別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四・五 （略）

（認可審査基準）

第一百五十五条の三 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

一・二 （略）

三 認可申請者が第一百五十五条の六若しくは第一百五十五条の十第一項の規定により第一百五十五条第一項の認可を取り消され、第一百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により第一百五十六条の二十の二の免許を取り消され、第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する

り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四・五 （略）

（認可審査基準）

第一百五十五条の三 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

一・二 （略）

三 認可申請者が第一百五十五条の六若しくは第一百五十五条の十第一項の規定により第一百五十五条第一項の認可を取り消され、第一百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により第一百五十六条の二十の二の免許を取り消され、第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する

第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、第六十六条の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは第六十六条の八十五第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）若しくは第四項の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けていた第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七、第六十六条の五十若しくは第六十六条の七十一の登録若しくは第八十条第一項、第一百五十六条の二若しくは第一百五十六条の二十四第一項の免許若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四〇六 （略）

（免許審査基準）

第一百五十六条の四 （略）

第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）若しくは第四項の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けていた第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは第八十条第一項、第一百五十六条の二若しくは第一百五十六条の二十四第一項の免許若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四〇六 （略）

（免許審査基準）

第一百五十六条の四 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一・二 （略）

三 免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第一百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項、第六十六条の六十三第一項若しくは第六十六条の八十五第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第一百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項、第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四・五 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一・二 （略）

三 免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第一百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第一百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項、第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四・五 （略）

(免許審査基準)

第百五十六条の二十の四 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一・二 (略)

三 免許申請者が第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項、第六十六条の六十三第一項若しくは第六十六条の八十五第一項の規定により登録を取り消され、第六十条の八第一項 (第六十条の十四第一項 (第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。) の規定により許可を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項、第百五十一条の六、第百五十五条の十第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項の規定により認可の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項 (第二号、第三号及び第五号を除く。) の規定により同法第十二条の登録 (有価証券等仲介業務の登録 (有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。) を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録 (当該免許又は登録に類する許可その他の行

(免許審査基準)

第百五十六条の二十の四 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一・二 (略)

三 免許申請者が第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、第六十条の八第一項 (第六十条の十四第一項において準用する場合を含む。) の規定により許可を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項、第百五十一条の六、第百五十五条の十第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項 (第二号、第三号及び第五号を除く。) の規定により同法第十二条の登録 (有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。) を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録 (当該免許又は登録に類する許可その他の行

登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過する取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四〇六 (略)

(認可審査基準)

第一百五十六条の二十の十八 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

一・二 (略)

三 連携清算機関等が第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項、第六十六条の六十三第一項若しくは第六十六条の八十五第一項の規定により登録を取り消され、第六十条の八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項、第一百六条の二十八第一項、第一百五十五条の六、第一百五十五条の十第一項若しくは第百五十六条の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若

政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四〇六 (略)

(認可審査基準)

第一百五十六条の二十の十八 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

一・二 (略)

三 連携清算機関等が第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、第六十条の八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項、第一百六条の二十八第一項、第一百五十五条の六、第一百五十五条の十第一項若しくは第百五十六条の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若

取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四〇六 （略）

（免許審査基準）

第一百五十六条の二十五 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一〇三 （略）

四 免許申請者が第一百四十八条若しくは第一百五十二条第一項の規定により第八十条第一項の免許を取り消され、第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により第一百五十六条の二の免許を取り消され、若しくは次条において準用する第一百四十八条若しくは第一百五十六条の三十二第一項の規定により前条第一項の免許を取り消され、若しくは第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、第六十六条の六十三第

しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四〇六 （略）

（免許審査基準）

第一百五十六条の二十五 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一〇三 （略）

四 免許申請者が第一百四十八条、第一百五十二条第一項の規定により第八十条第一項の免許を取り消され、第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により第一百五十六条の二の免許を取り消され、若しくは次条において準用する第一百四十八条若しくは第一百五十六条の三十二第一項の規定により前条第一項の免許を取り消され、若しくは第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、第六十六条の六十三第

第一項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十
十の登録を取り消され、若しくは第六十六条の八十五第一項の規
定により第六十六条の七十一の登録を取り消され、若しくは金融
サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第
一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第
十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）
を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利
用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により
当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免
許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消さ
れ、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

五・六 （略）

第一項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十
十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境
の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第
五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲
介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律
若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている
同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その
他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年
を経過するまでの会社であるとき。

五・六 （略）

（上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出

）

第一百六十三条 第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に
掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で金融商品取引所に
上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当す
るものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第
百六十六条まで及び第一百六十七条の二第一項において「上場会社等
」という。）の役員（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第
十二項に規定する投資法人である上場会社等（第一百六十六条におい
て「上場投資法人等」という。）の資産運用会社（同法第二条第二

（上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出

）

第一百六十三条 第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に
掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で金融商品取引所に
上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当す
るものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第
百六十六条まで及び第一百六十七条の二第一項において「上場会社等
」という。）の役員（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第
十二項に規定する投資法人である上場会社等（第一百六十六条におい
て「上場投資法人等」という。）の資産運用会社（同法第二条第二

十一項に規定する資産運用会社をいう。第百六十六条において同じ。)の役員を含む。以下この条から第百六十五条までにおいて同じ。)及び主要株主(自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもつて総株主等の議決権の百分の十以上の議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を保有している株主をいう。以下この条から第百六十六条までにおいて同じ。)は、自己の計算において当該上場会社等の第二条第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)その他の政令で定める有価証券(政令で定められたものを除く。)又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下この項において「関連有価証券」という。)に係る買付け等(特定有価証券又は関連有価証券(以下この条から第百六十六条まで、第百六十七条の二第一項、第百七十五条の二及び第百九十七条の二第一項、第十四号において「特定有価証券等」という。)の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百六十五条の二において同じ。)又は売付け等(特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百六十五条の二までにおいて同じ。)をした場合(当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)には、内閣府令

十一項に規定する資産運用会社をいう。第百六十六条において同じ。)の役員を含む。以下この条から第百六十五条までにおいて同じ。)及び主要株主(自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもつて総株主等の議決権の百分の十以上の議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を保有している株主をいう。以下この条から第百六十六条までにおいて同じ。)は、自己の計算において当該上場会社等の第二条第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)その他の政令で定める有価証券(政令で定められたものを除く。)又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下この項において「関連有価証券」という。)に係る買付け等(特定有価証券又は関連有価証券(以下この条から第百六十六条まで、第百六十七条の二第一項、第百七十五条の二及び第百九十七条の二第一項、第十四号において「特定有価証券等」という。)の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百六十五条の二において同じ。)又は売付け等(特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百六十五条の二までにおいて同じ。)をした場合(当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)には、内閣府令

で定めるところにより、その売買その他の取引（以下この項、次条及び第百六十五条の二において「売買等」という。）に関する報告書を売書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

(会社関係者の禁止行為)

第一百六十六条 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要な事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の業務等に関する重要な事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要な事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。）又はデリバティブル取引（以下この条、第一百六十七条の二第一項、第一百七十五条の二第一項及び第一百九十七条の二第一項第十四号において「売買等」という。）をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要な事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、

るところにより、その売買その他の取引（以下この項、次条及び第一百六十五条の二において「売買等」という。）に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

(会社関係者の禁止行為)

第一百六十六条 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要な事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の業務等に関する重要な事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要な事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。）又はデリバティブル取引（以下この条、第一百六十七条の二第一項、第一百七十五条の二第一項及び第一百九十七条の二第一項第十四号において「売買等」という。）をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要な事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、

、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一〇五 (略)

2〇6 (略)

(公開買付者等関係者の禁止行為)

第百六十七条 次の各号に掲げる者（以下この条において「公開買付者等関係者」という。）であつて、第二十七条の二第一項に規定する株券等で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの（以下この条において「上場等株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）若しくはこれに準ずる行為として政令で定めるもの又は上場株券等の第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この条において「公開買付け等」という。）をする者（以下この条及び次条第二項において「公開買付者等」という。）の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合には当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「特定株券等」という。）又は当該特定株券等に係るオプシ

各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一〇五 (略)

2〇6 (略)

(公開買付者等関係者の禁止行為)

第百六十七条 次の各号に掲げる者（以下この条において「公開買付者等関係者」という。）であつて、第二十七条の二第一項に規定する株券等で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの（以下この条において「上場等株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）若しくはこれに準ずる行為として政令で定めるもの又は上場株券等の第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この条において「公開買付け等」という。）をする者（以下この条及び次条第二項において「公開買付者等」という。）の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合には当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「特定株券等」という。）又は当該特定株券等に係るオプシ

ヨンを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連株券等」という。）に係る買付け等（特定株券等又は関連株券等（以下この条、次条第二項、第一百七十五条の二及び第一百九十七条の二第一項第十五号に於いて「株券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条第二項、第一百七十五条の二第二項及び第一百九十七条の二第一項第十五号において同じ。）をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等（株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条第二項、第一百七十五条の二第二項及び第一百九十七条の二第一項第十五号において同じ。）をしてはならない。当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた公開買付者等関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくなつた後六月以内のものについても、同様とする。

ヨンを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連株券等」という。）に係る買付け等（特定株券等又は関連株券等（以下この条、次条第二項、第一百七十五条の二及び第一百九十七条の二第十五号において「株券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条第二項、第一百七十五条の二第二項及び第一百九十七条の二第十五号において同じ。）をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等（株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条第二項、第一百七十五条の二第二項及び第一百九十七条の二第十五号において同じ。）をしてはならない。当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた公開買付者等関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくかつた後六月以内のものについても、同様とする。

一六

2

公開買付者等関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項及び第五項において同じ。）から当該公開買付者等関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（以下この条、次条第二項、第一百七十五条の二第二項及び第一百九十七条の二第

一六

2

3 公開買付者等関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項及び第五項において同じ。）から当該公開買付者等関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（以下この条、次条第二項、第一百七十五条の二第二項及び第一百九十七条の二第

一項第十五号において「公開買付け等事実」という。)の伝達を受けた者(第一項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該公開買付け等事実を知つたものを除く。)又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該公開買付け等事実を知つたものは、当該公開買付け等事実の公表がされた後でなければ、同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をしてはならず、同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等をしてはならない。

4・5 (略)

(金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務)

第一百八十八条 金融商品取引業者等、指定親会社、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者、投資運用関係業務受託業者、認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所若しくはその会員等、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくはその外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者、証券金融会社、第一百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関、

十五号において「公開買付け等事実」という。)の伝達を受けた者(第一項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該公開買付け等事実を知つたものを除く。)又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をしてはならず、同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等をしてはならない。

4・5 (略)

(金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務)

第一百八十八条 金融商品取引業者等、指定親会社、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者、投資運用関係業務受託業者、認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所若しくはその会員等、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくはその清算参加者、証券金融会社、第一百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関、

規定する指定紛争解決機関、取引情報蓄積機関又は特定金融指標算出者は、別にこの法律で定める場合のほか、内閣府令（投資者保護基金については、内閣府令・財務省令）で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。

(検査職員の証票携帯)

第百九十条 第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（第六十条の十二第三項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十四（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第六十六条の八十八、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第一百三条の四、第一百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百六条の十六、第一百六条の二十第一項（同条第二項において準用する

(検査職員の証票携帯)

場合を含む。）、第百六条の二十七（第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条的二十の十二、第百五十六条的三十四、第百五十六条的五十八、第百五十六条的八十、第百五十六条的八十九、第百七十七条第一項第三号、第百八十五条の五又は第百八十五条的五又是第百八十七条第一項第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

2 (略)

(金融庁長官への権限の委任)

第一百九十四条の七 (略)

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十五、第二十七条の三十七、第五十六条の三十、第二十七条の三十五、第二十七条の三十七、第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第

六条の二十七（第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条的五の四、第百五十六条的三十四、第百五十六条的五十八、第百五十六条的八十、第百五十六条的八十九、第百七十七条第一項第三号、第百八十五条の五又は第百八十七条第一項第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（第六十条の十二第三項

（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六

十三条の十四（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六

六（第六十三条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六

十三条の十四（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十

六条の六十七、第六十六条の八十八、第七十五条、第七十九条の四

、第七十九条の七十七、第一百三条の四、第一百六条の六第一項（同条

第二項において準用する場合を含む。）、第一百六条的十六、第一百

六条的二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第

百六条的二十七（第一百九条において準用する場合を含む。）、第一百

五十一条（第一百五十三条的四において準用する場合を含む。）、第

百五十五条的九、第一百五十六条的五的四、第一百五十六条的五的八、

第一百五十六条的十五、第一百五十六条的二十的十二、第一百五十六条的

三十四、第一百五十六条的五十八、第一百五十六条的八十、第一百五十六

条的八十九、第一百九十二条的二並びに第一百九十三条的二第六項の規

定によるものを委員会に委任することができる。

4 (8) (略)

第一百九十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に

五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（第六十条の十二第三項

（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条的六（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六

十三条の十四（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十

六条的六十七、第七十五条、第七十九条的四、第七十九条的七十七

、第一百三条的四、第一百六条的六第一項（同条第二項において準用す

る場合を含む。）、第一百六条的十六、第一百六条的二十第一項（同条

第二項において準用する場合を含む。）、第一百六条的二十七（第一百

九条において準用する場合を含む。）、第一百五十一条（第一百五十三

条的四において準用する場合を含む。）、第一百五十五条的九、第一百

五十五条的九、第一百五十六条的五的四、第一百五十六条的五的八、

第一百五十六条的十五、第一百五十六条的二十的十二、第一百五十六条的

三十四、第一百五十六条的五十八、第一百五十六条的八十、第一百五十六

条的八十九、第一百九十二条的二並びに第一百九十三条的二第六項の規

定によるものを委員会に委任することができる。

4 (8) (略)

第一百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に

よる届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参考書類を含む。）、第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参考書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これららの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参考書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参考書類を含む。）、第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参考書類を含む。）及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したとき。|

二 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の六第二項若しくは第三

よる届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参考書類を含む。）、第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参考書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これららの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参考書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参考書類を含む。）、第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参考書類を含む。）及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参考書類を含む。）及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者|

二 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の六第二項若しくは第三

項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二条の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第四項から第六項まで、第二十七条の十一第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表に当たり、重要な事項につき虚偽の表示をしたとき。

三 第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定に

項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二条の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第四項から第六項まで、第二十七条の十一第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表に当たり、重要な事項につき虚偽の表示をした者

三 第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定に

よる訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したとき。

四 第二十七条の二十二の三第一項又は第二項の規定による公表を行わず、又は虚偽の公表を行つたとき。

四の二 第二十七条の三十一第二項の規定による特定証券情報（同条第三項の規定の適用を受ける特定証券情報の場合には、当該特定証券情報に係る参照情報を持む。）、同条第四項の規定による訂正特定証券情報（当該訂正特定証券情報に係る参照情報を含む。）、第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定による発行者情報又は同条第三項の規定による訂正発行者情報であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの提供又は公表をしたとき。

五 第百五十七条、第一百五十八条又は第一百五十九条の規定に違反したとき（当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。）。

六 第百八十五条の二十二第一項、第一百八十五条の二十三第一項又は第一百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

一 財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引

よる訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第二十七条の二十二の三第一項又は第二項の規定による公表を行わず、又は虚偽の公表を行つた者

四の二 第二十七条の三十一第二項の規定による特定証券情報（同条第三項の規定の適用を受ける特定証券情報の場合には、当該特定証券情報に係る参照情報を含む。）、同条第四項の規定による訂正特定証券情報（当該訂正特定証券情報に係る参照情報を含む。）、第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定による発行者情報又は同条第三項の規定による訂正発行者情報であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの提供又は公表をした者

五 第百五十七条、第一百五十八条又は第一百五十九条の規定に違反した者（当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。）

六 第百八十五条の二十二第一項、第一百八十五条の二十三第一項又は第一百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

一 財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引

又はデリバティブ取引等を行つたとき（当該罪が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。）。

二 財産上の利益を得る目的で、前項第六号の罪を犯して暗号等資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場により当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売買その他の取引又は暗号等資産関連デリバティブ取引等を行つたとき。

第一百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集、売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘若しくは特定投資家等取得有価証券一般勧誘又はこれらの取扱いをしたとき。

二 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用す

又はデリバティブ取引等を行つた者（当該罪が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。）。

二 財産上の利益を得る目的で、前項第六号の罪を犯して暗号等資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場により当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売買その他の取引又は暗号等資産関連デリバティブ取引等を行つた者

第一百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集、売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘若しくは特定投資家等取得有価証券一般勧誘又はこれらの取扱いをした者

二 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用す

る場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。

）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し、又は送付したとき。

三 第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）

、第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第七項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の八第九項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第二十七条の三第一項（第二十七条の二第二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十第四項の規定による公告を行わないとき。

五 第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条に

る場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。

）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し、又は送付した者

三 第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）

、第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第七項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の八第九項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十七条の三第一項（第二十七条の二第二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十第四項の規定による公告を行わない者

五 第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条に

おいて準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第六項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその添付書類、第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内部統制報告書若しくはその添付書類、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書を提出しないとき。

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。

おいて準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第六項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその添付書類、第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内部統制報告書若しくはその添付書類、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書を提出しない者।

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。

含む。) 及び第二十七条において準用する場合を含む。) 若しくは第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の五第四項若しくは第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による添付書類、内部統制報告書若しくはその添付書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の七第三項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第八項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による対質問回答報告書、同条第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書

含む。) 及び第二十七条において準用する場合を含む。) 若しくは第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の五第四項若しくは第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による添付書類、内部統制報告書若しくはその添付書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の七第三項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第八項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による対質問回答報告書、同条第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書

、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第三項（第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したとき。

七 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類（第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類を除く。）の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供したとき。

八 第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付説明書又は第二十七条の九第四項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により訂正した公開買付説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付したとき。

九 第二十七条の六第一項の規定に違反して公開買付けの買付条件等の変更を行う旨の公告を行つたとき、又は第二十七条の十一第一項ただし書（第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七条の十一第一項本文（第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けの撤回等を行う旨の公告を行つたとき。

、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第三項（第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類（第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類を除く。）の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供した者

八 第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付説明書又は第二十七条の九第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により訂正した公開買付説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

九 第二十七条の六第一項の規定に違反して公開買付けの買付条件等の変更を行う旨の公告を行つた者又は第二十七条の十一第一項ただし書（第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七条の十一第一項本文（第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けの撤回等を行う旨の公告を行つた者

十 第二十七条の二十二の三第二項の規定による通知を行わず、又は虚偽の通知を行つたとき。

十の二 特定勧誘等について、当該特定勧誘等に係る特定証券情報が提供され、又は公表されていないのに当該特定勧誘等又はその取扱いをしたとき。

十の三 第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定による発行者情報の提供若しくは公表をしないとき、又は同条第四項の規定（発行者情報に係る部分に限る。）に違反したとき。

十の四 第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行つたとき。

十の五 不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき。

十の六 第三十六条の三の規定に違反して他人に金融商品取引業を行わせたとき。

十の七 第四十条の四又は第六十六条の十四の二の規定に違反したとき。

十の八 第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第六十三条第三項若しくは第四項の規定により同条第二項の届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出したとき。

十一

第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の十三第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の

十 第二十七条の二十二の三第二項の規定による通知を行わず、又は虚偽の通知を行つた者

十の二 特定勧誘等について、当該特定勧誘等に係る特定証券情報が提供され、又は公表されていないのに当該特定勧誘等又はその取扱いをした者

十の三 第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定による発行者情報の提供若しくは公表をしない者又は同条第四項の規定（発行者情報に係る部分に限る。）に違反した者

十の四 第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行つた者

十の五 不正の手段により第二十九条の登録を受けた者

十の六 第三十六条の三の規定に違反して他人に金融商品取引業を行わせた者

十の七 第四十条の四又は第六十六条の十四の二の規定に違反した者

十の八 第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第六十三条第三項若しくは第四項の規定により同条第二項の届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出した者

十一

第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の十三第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の

廃止の処分に違反したとき。

十二 第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をし、又は第六十三条の九第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出したとき。

(削る)

十の十 第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をし、又は第六十三条の九第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出した者

十一 第百一条の九の規定により発行する株式を引き受ける者の募集(私募を含む。以下この号において同じ。)をするに当たり、

重要な事項について虚偽の記載のある目論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書を行使した会員金融商品取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。)又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人預合に応じた者

十二 第百一条の九の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合を行つた会員金融商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用者又は当該預合に応じた者

十三 第百五十七条、第百五十八条若しくは第百五十九条の規定に違反したとき(当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合に限る。)、又は第百六十六条第一項若しくは第三項若しくは第百六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。

十四 第百六十七条の二第一項の規定に違反したとき(当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をすることを勧められ

の廃止の処分に違反した者

十四 第百六十七条の二第一項の規定に違反した者(当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をすることを勧められ

れた者が当該違反に係る第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要な事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）。

十五 第百六十七条の二第二項の規定に違反したとき（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の買付け等若しくは売付け等をすることを勧められた者が当該違反に係る公開買付け等事実について第百六十七条第一項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）。

五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百一条の九の規定により発行する株式を引き受ける者の募集（私募を含む。以下この号において同じ。）をするに当たり、重要な事項について虚偽の記載のある目論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書を使用した会員金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

二 第百一条の九の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行つた会員金融商品取引所の役員若しくは事業に有するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預合に応じた者

（新設）

た者が当該違反に係る第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要な事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

十五 第百六十七条の二第二項の規定に違反した者（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の買付け等若しくは売付け等をすることを勧められた者が当該違反に係る公開買付け等事実について第百六十七条第一項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）。

第一百九十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第六十六条、第六十六条の二十七、第六十六条の五十若しくは第六十六条の七十一の登録、第三十一条第四項若しくは第六十六条の七十五第四項の変更登録又は第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可を受けたとき。

二 第三十六条の三、第六十六条の九、第六十六条の三十四又は第六十六条の七十九の規定に違反して他人に登録金融機関業務、金融商品仲介業、信用格付業又は投資運用関係業務受託業を行わせたとき。

二の二 第三十八条第一号の規定に違反したとき（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合に限る。）。

二の三 第三十八条第七号又は第六十六条の十四第一号ハの規定に違反したとき。

二の四 第四十二条の七第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

三 第五十九条第一項、第六十条第一項又は第六十条の十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の許可を受けないで第五十九条第一項、第六十条第一項又は第六十条の十四第一項に規定する業務を行つたとき。

三の二 第五十九条の六又は第六十条の十三（第六十条の十四第二

第一百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録、第三十一条第四項の変更登録又は第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可を受けた者

二 第三十六条の三、第六十六条の九又は第六十六条の三十四の規定に違反して他人に登録金融機関業務、金融商品仲介業又は信用格付業を行わせた者

二の二 第三十八条第一号の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合に限る。）

二の三 第三十八条第七号又は第六十六条の十四第一号ハの規定に違反した者

二の四 第四十二条の七第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三 第五十九条第一項、第六十条第一項又は第六十条の十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の許可を受けないで第五十九条第一項、第六十条第一項又は第六十条の十四第一項に規定する業務を行つた者

三の二 第五十九条の六又は第六十条の十三（第六十条の十四第二

項において準用する場合を含む。)において準用する第三十六条の三の規定に違反して他人に第五十九条第一項、第六十条第一項又は第六十条の十四第一項に規定する業務を行わせたとき。

三の三 第六十六条の五十の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで高速取引行為を行つたとき。

三の四 第六十六条の五十六の規定に違反して他人に高速取引行為を行わせたとき。

四 第八十一条第一項又は第一百五十五条第一項の規定に違反して金融商品市場を開設したとき、又は外国金融商品市場における取引を行わせたとき。

五 第百二条の十四の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで第八十四条第二項に規定する自主規制業務を行つたとき。
(削る)

四 第八十一条第一項又は第一百五十五条第一項の規定に違反して金融商品市場を開設した者又は外国金融商品市場における取引を行わせた者

四の二 第百二条の十四の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで第八十四条第二項に規定する自主規制業務を行つた者

五 第百一条の九の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付又は同条第三号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽した会員金融商品取引所の役員(代理事及び仮監事を含む。)若しくは検査役又は株式会社金融商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

六 第百五十六条の二の規定に違反して金融商品債務引受業を行つたとき。

六の二 第百五十六条の二十の十六第一項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで連携金融商品債務引受業務を行つたとき。

項において準用する場合を含む。)において準用する第三十六条の三の規定に違反して他人に第五十九条第一項、第六十条第一項又は第六十条の十四第一項に規定する業務を行わせた者

三の三 第六十六条の五十の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで高速取引行為を行つた者

三の四 第六十六条の五十六の規定に違反して他人に高速取引行為を行わせた者

四 第八十一条第一項又は第一百五十五条第一項の規定に違反して金融商品市場を開設した者又は外国金融商品市場における取引を行わせた者

六 第百五十六条の二の規定に違反して金融商品債務引受業を行つた者

六の二 第百五十六条の二十の十六第一項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで連携金融商品債務引受業務を行つた者

七 第百五十六条の二十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けないで同項に規定する業務を行つたとき。

八 第百九十二条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

2 第百一条の九の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付又は同条第三号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽した会員金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは検査役又は株式会社金融商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百八条の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項又は

第二百九十七条の二第一項第十三号の罪の犯罪行為により得た財産

2 (略)

第一百八条の四 第百六条の十第一項又は第三項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万

七 第百五十六条の二十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けないで同項に規定する業務を行つた者

八 第百九十二条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反した者

(新設)

第一百八条の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項又は

第二百九十七条の二第十三号の罪の犯罪行為により得た財産

2 (略)

第一百八条の四 第百六条の十第一項又は第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこ

円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十八条の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

第一百九十八条の五 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、指定親会社、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、取引情報蓄積機関若しくは特定金融指標算出者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者若しくは特定金融指標算出者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第五十二条第一項、第五十三条第二項、第五十七条の六第一項、第五十七条の二十第二項、第六十条の八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の五第二項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十三第二項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十三第一項又は第六十六条の八十五第一項

れを併科する。

一項の規定による業務の停止の処分（第三十条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

二の二～四 （略）

第一百九十八条の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条の二第一項から第三項まで、第三十三条の三、第五十九条の二第一項若しくは第三項、第六十条の二第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第六十六条の七十二、第六十七条の三、第八十一条、第一百二条の十五、第一百六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで、第一百五十六条の二十一、第一百五十六条の二十二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで、第一百五十六条の四十又は第一百五十六条の六十八の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出したとき。

二 第三十八条第一号の規定に違反したとき（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）、又は第六十六条の十四第一号イの規定に違反したとき。

二の二 第四十三条の六第二項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

の処分（第三十条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

二の二～四 （略）

第一百九十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条の二第一項から第三項まで、第三十三条の三、第五十九条の二第一項若しくは第三項、第六十条の二第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第六十七条の三、第八十一条、第一百二条の十五、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで、第一百五十六条の四十又は第一百五十六条の六十八の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二 第三十八条第一号の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）又は第六十六条の十四第一号イの規定に違反した者

二の二 第四十三条の六第二項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十七条、第四十八条、第六十三条の四第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の三十七、第六十六条の五十八、第六十六条の八十一又は第一百八十八条の規定による書類若しくは記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類若しくは記録を作成したとき。

四 第四十六条の三第一項（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第四十九条の三第一項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十七条の三第一項、第五十七条の十五第一項、第六十三条の四第二項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第二項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第一項、第六十六条の五十九、第六十六条の八十二、第一百五十五条の五、第一百五十六条の三十八、第六十六条の五十九、第一百五十六条の五十七第一項又は第一百五十六条の七十九第一項の規定による報告書、書類若しくは報告書、書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、書類若しくは書面を提出した者

五 第四十六条の三第二項（第六十条の六（第六十条の十四第二項

三 第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十七条、第四十八条、第六十三条の四第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の三十七、第六十六条の五十八又は第一百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

四 第四十六条の三第一項（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第四十九条の三第一項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十七条の三第一項、第五十七条の十五第一項、第六十三条の四第二項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第二項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第一項、第六十六条の五十九、第六十六条の八十二、第一百五十五条の五、第一百五十六条の三十八、第六十六条の五十九、第一百五十五条の五、第六十六条的三十五、第六十六条的五十九、第一百五十六条的五十七第一項又は第六十六条的七十九第一項の規定による報告書、書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、書類若しくは書面を提出した者

五 第四十六条の三第二項（第六十条の六（第六十条の十四第二項

において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する場合を含む。）、第四十八条の二第二項、第四十九条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十七条の三第二項又は第五十七条の十五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第四十六条の四、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の十六、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第二項又は第六十六条の十八の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、かつ、これらの規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

六の二 第四十六条の六第三項、第五十七条の五第三項又は第五十七条の十七第三項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供したとき。

六の三 第六十六条の三十九の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、又は同条の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をしたとき。

において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する場合を含む。）、第四十八条の二第二項、第四十九条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十七条の三第二項又は第五十七条の十五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第四十六条の四、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の十六、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第二項又は第六十六条の十八の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、かつ、これらの規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をした者

六の二 第四十六条の六第三項、第五十七条の五第三項又は第五十七条の十七第三項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供した者

六の三 第六十六条の三十九の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、又は同条の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした者

七 第四十六条の六第一項、第五十七条の五第二項、第五十七条の十七第二項、第六十三条第十三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の九第十項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第五十条の二第一項若しくは第七項、第五十七条の十八第二項、第六十条の七（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の四十第一項若しくは第四項、第六十六条の六十一第一項又は第六十六条の八十三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第五十条の二第六項又は第六十六条の四十第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

十 第五十一条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十六条の二、第五十七条的二十六第二項、第六十条の十一（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十四（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の六十七、第六十六条の八十八、第一百三条の四、第一百六条の六第一項、第一百六条的二十二、第六十六条的四十五第一項、第六十六条的六十七、第六十六条的八十八、第一百三条的四、第一百六条的六第一項、第一百六条的二十第一項、第一百五十六条的五的四、第一百五十六条的五的八又是第一百五十六条的八十九的規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 第四十六条の六第一項、第五十七条の五第二項、第五十七条の十七第二項、第六十三条第十三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条的九第十項（第六十三条的十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第五十条の二第一項若しくは第七項、第五十七条的十八第二項、第六十条的七（第六十条的十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条的四十第一項若しくは第四項又是第六十六条的六十一第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第五十条の二第六項又は第六十六条的四十第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十 第五十一条的二、第五十七条的十第一項、第五十七条的二十三、第五十六条的二、第五十七条的二十六第二項、第六十条的十一（第六十条的十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条的六（第六十三条的三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条的十四（第六十三条的十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条的六十七、第六十六条的八十八、第一百三条的四、第一百六条的六第一項、第一百六条的二十第一項、第一百五十六条的五的四、第一百五十六条的五的八又是第一百五十六条的八十九的規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十一 第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十四（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第六十六条の八十八、第七十五条、第七十九条の四、第一百三条の四、第一百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百六条の十六、第一百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百六条の二十七（第一百九条において準用する場合を含む。）、第一百五十一条（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の九、第一百五十六条の五の四、第一百五十六条の五の八、第一百五十六条の十五、第一百五十六条の二十の十二、第一百五十六条の三十四、第一百五十六条の八十、第一百五十六条の八十九、第一百八十五条の五又は第一百八十七条第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十一の二 第五十六条の三の規定による命令に違反したとき。
十一の三 第五十七条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
十一の四 第五十七条の二第二項又は第三項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をしたとき。
十一の五 第五十七条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の

十一 第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十
三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（第六十条の十
四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（第
六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三
条の十四（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む
。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十
六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第一百三条の四、第
一百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）
、第一百六条の十六、第一百六条の二十第一項（同条第二項において
準用する場合を含む。）、第一百六条の二十七（第一百九条において
準用する場合を含む。）、第一百五十一条（第一百五十三条の四にお
いて準用する場合を含む。）、第一百五十五条の九、第一百五十六条
の五の四、第一百五十六条の五の八、第一百五十六条の十五、第一百五
十六条の二十の十二、第一百五十六条の三十四、第一百五十六条の八
十、第一百五十六条の八十九、第一百八十五条の五又は第一百八十七条
第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一の二 第五十六条の三の規定による命令に違反した者

十一の三 第五十七条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一の四 第五十七条の二第二項又は第三項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者

十一の五 第五十七条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の

届出をしたとき。

十二 第六十条の十二第三項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第五十六条の二第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十三 第六十条の十二第三項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第五十六条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十三の二 第六十三条第九項又は第十項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約書の写しの提出をせず、又は虚偽の契約書の写しの提出をしたとき。

十四 第六十三条第十二項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の九第九項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十五 第百五十六条の四十六の規定に違反したとき。

十六 第百五十六条の五十八の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十七 第百五十六条の五十九第一項の規定による命令に違反したと

届出をした者

十二 第六十条の十二第三項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第五十六条の二第一項の規定による報告若しくは資料の提出をした者

十三 第六十条の十二第三項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第五十六条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十三の二 第六十三条第九項又は第十項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約書の写しの提出をせず、又は虚偽の契約書の写しの提出をした者

十四 第六十三条第十二項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の九第九項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十五 第百五十六条の四十六の規定に違反した者

十六 第百五十六条の五十八の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十七 第百五十六条の五十九第一項の規定による命令に違反した者

き。

十七の二 第百五十六条の六十三第二項、第百五十六条の六十四第二項又は第一百五十六条の六十五第一項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

十七の二の二 第百五十六条の六十三第一項又は第一百五十六条の六十四第一項の規定による清算集中等取引情報若しくは非清算集中等取引情報の提供をせず、又は虚偽の清算集中等取引情報若しくは非清算集中等取引情報の提供をしたとき。

十七の三 第百五十六条の六十三第二項、第百五十六条の六十四第二項又は第一百五十六条の六十五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十七の四 第百五十六条の八十六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十七の五 第百八十七条第一項第一号の規定による関係人又は参考人にに対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は意見書若しくは報告書を提出せず、若しくは虚偽の意見書若しくは報告書を提出したとき。

十七の六 第百八十七条第一項第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をしたとき。

十七の七 第百八十七条第一項第三号の規定による関係人に対する処分に違反して、物件を提出しなかつたとき。

十八 第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし

十七の二 第百五十六条の六十三第二項、第百五十六条の六十四第二項又は第一百五十六条の六十五第一項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

十七の二の二 第百五十六条の六十三第一項又は第一百五十六条の六十四第一項の規定による清算集中等取引情報若しくは非清算集中等取引情報の提供をせず、又は虚偽の清算集中等取引情報若しくは非清算集中等取引情報の提供をした者

十七の三 第百五十六条の六十三第二項、第百五十六条の六十四第二項又は第一百五十六条の六十五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十七の四 第百五十六条の八十六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七の五 第百八十七条第一項第一号の規定による関係人又は参考人にに対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は意見書若しくは報告書を提出せず、若しくは虚偽の意見書若しくは報告書を提出した者

十七の六 第百八十七条第一項第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

十七の七 第百八十七条第一項第三号の規定による関係人に対する処分に違反して、物件を提出しなかつた者

十八 第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし

たとき。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しないときは。

二 第七条第一項前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しないとき。

三 第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及

た者

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者

二 第七条第一項前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三 第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及

びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しないとき。

五 第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十一条第一項、第二十四条の六第一項、同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する

びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者。

四 第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者。

五 第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十一条第一項、第二十四条の六第一項、同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する

用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しないとき。

六 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）

（又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類を除く。）の写しを公衆の縦覧に供しないとき。）

七 第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十

七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第六項又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わないとき。

八 第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の

用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）

（又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類を除く。）の写しを公衆の縦覧に供しない者）

七 第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十

七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第六項又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者）

八 第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の

二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しないとき。

九 第二十七条の九第三項又は第四項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつたとき。

十 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書又は同条第十一項の規定による対質問回答報告書を提出しないとき。

十一 第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付したとき。

十二 第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しないとき。

十二の二 重要な事項につき第二十七条の三十一第四項の規定による訂正特定証券情報の提供若しくは公表をしないとき、又は当該訂正特定証券情報につき同条第五項の規定（訂正特定証券情報に係る部分に限る。）に違反したとき。

十二の三 第三十一条の三の二の規定に違反したとき。

十三 第三十二条の二第一項（第三十二条の四及び第五十七条の二

二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九 第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書又は同条第十一項の規定による対質問回答報告書を提出しない者

十一 第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二 第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十二の二 重要な事項につき第二十七条の三十一第四項の規定による訂正特定証券情報の提供若しくは公表をしない者又は当該訂正特定証券情報につき同条第五項の規定（訂正特定証券情報に係る部分に限る。）に違反した者

十二の三 第三十一条の三の二の規定に違反した者

十三 第三十二条の二第一項（第三十二条の四及び第五十七条の二

十六第一項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第三十九条第二項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十五 第三十九条第七項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

十五の二 第四十条の六の規定に違反したとき。

十六 第百三条の二第一項若しくは第四項又は第一百六条の十四第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

十七 第百六条の三第一項若しくは第四項、第一百六条の七第二項、第一百六条の十七第一項若しくは第三項、第一百六条の二十一第二項、第一百五十六条の五の五第一項若しくは第四項又は第一百五十六条の五の九第二項の規定に違反したとき。

十八 第百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項又は第一百五六条の五の九第一項の規定による命令に違反したとき。

十九 第百五十六条の四十一第一項の規定に違反したとき。

二十 第百六十七条の三の規定に違反したとき。

二十一 第百六十八条の規定に違反したとき。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為

十六第一項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による命令に違反した者

十四 第三十九条第二項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五 第三十九条第七項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十五の二 第四十条の六の規定に違反した者

十六 第百三条の二第一項若しくは第四項又は第一百六条の十四第一項若しくは第四項の規定に違反した者

十七 第百六条の三第一項若しくは第四項、第一百六条の七第二項、第一百六条の十七第一項若しくは第三項、第一百六条の二十一第二項、第一百五十六条の五の五第一項若しくは第四項又は第一百五十六条の五の九第二項の規定に違反した者

十八 第百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項又は第一百五六条の五の九第一項の規定による命令に違反した者

十九 第百五十六条の四十一第一項の規定に違反した者

二十 第百六十七条の三の規定に違反した者

二十一 第百六十八条の規定に違反した者

第二百一条 次の各号に掲げる違反があつた場合には、その行

をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

為をした金融商品取引業者等、金融機関、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、第一百六条の三第一項の規定により認可を受けた者、金融商品取引所持株会社、第一百六条の十七第一項の規定により認可を受けた者、商品取引所、商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の主要株主（第一百五十六条の五の八に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者、金融商品仲介業者若しくは金融商品取引清算機関の主要株主は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条第一項の規定による認可を受けないで同項に規定する業務を行つたとき（同項ただし書の規定により行う場合を除く。）。

二（十三）（略）

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第四項、同条第六項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これら

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第四項、同条第六項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これら

の規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

の規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条规定において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十七条の十第八項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しないとき。

三 第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しないとき。

四 第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項）

三 第二十七条の十九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二 第二十七条の十第八項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

四 第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項）

四 第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

において準用する場合を含む。) 若しくは第二項、第二十七条の三十第一項若しくは第二項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項又は第百九十三条の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

六 第二十六条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項又は第百七十七条第一項第三号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六の二 第二十七条の三十二の二第一項又は第二項の規定による外国証券情報であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの提供又は公表をしたとき。

六の三 外国証券売出しについて、当該外国証券売出しに係る第二十七条の三十二の二第一項の規定による外国証券情報の提供又は公表をしていないのに当該外国証券売出しに係る有価証券を売り付けたとき。

六の四 第二十七条の三十二の二第二項の規定による外国証券情報の提供又は公表をしないとき。

六の五 第二十七条の三十八第二項の規定による命令に違反したとき。

七 第三十条の三、第六十四条第三項若しくは第四項(これらの規

において準用する場合を含む。) 若しくは第二項、第二十七条の三十第一項若しくは第二項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項又は第百九十三条の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出した者

六 第二十六条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項又は第百七十七条第一項第三号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六の二 第二十七条の三十二の二第一項又は第二項の規定による外国証券情報であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの提供又は公表をした者

六の三 外国証券売出しについて、当該外国証券売出しに係る第二十七条の三十二の二第一項の規定による外国証券情報の提供又は公表をしていないのに当該外国証券売出しに係る有価証券を売り付けた者

六の四 第二十七条の三十二の二第二項の規定による外国証券情報の提供又は公表をしない者

六の五 第二十七条の三十八第二項の規定による命令に違反した者

七 第三十条の三、第六十四条第三項若しくは第四項(これらの規

定を第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）又は第八十五条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

八 第三十一条の二第八項の規定に違反して、供託を行わなかつたとき。

九 第三十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出したとき。

九の二 第三十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十 第三十七条第一項又は第六十六条の十第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。

十一 第三十七条第二項又は第六十六条の十第二項の規定に違反したとき。

十二 第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

十三 第三十七条の三第三項、第四十二条の七第二項、第一百三十三条の二第三項、第一百六条の三第三項（第一百六条の十四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）、第一百六条の十四第三項又は第一百五十六条の五の五第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

定を第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）又は第八十五条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八 第三十一条の二第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

九 第三十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

九の二 第三十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第三十七条第一項又は第六十六条の十第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

十一 第三十七条第二項又は第六十六条の十第二項の規定に違反した者

十二 第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

十三 第三十七条の三第三項、第四十二条の七第二項、第一百三十三条の二第三項、第一百六条の三第三項（第一百六条の十四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）、第一百六条の十四第三項又は第一百五十六条の五の五第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三の二 第三十七条の五第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

十四 第四十三条の五の規定に違反して、同条に規定する事項を閲覧することができる状態に置かず、又は虚偽の事項を閲覧することができる状態に置いたとき。

十五 第六十七条の十八の規定に違反して、虚偽の報告をしたとき。

十六 第八十六条第二項の規定に違反したとき。

十七 第百三条の三第一項、第一百六条の十五又は第百五十六条の五の三第一項の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出したとき。

十八 第百六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による内閣府令に違反したとき。

十九 第百六十三条若しくは第百六十五条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項若しくは第百六十五条の二第二項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをしたとき。

二十 第百六十五条、第百六十五条の二第十六項又は第百六十九条の規定に違反したとき。

十三の二 第三十七条の五第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十四 第四十三条の五の規定に違反して、同条に規定する事項を閲覧することができる状態に置かず、又は虚偽の事項を閲覧することができる状態に置いた者

十五 第六十七条の十八の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十六 第八十六条第二項の規定に違反した者

十七 第百三条の三第一項、第一百六条の十五又は第百五十六条の五の三第一項の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十八 第百六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による内閣府令に違反した者

十九 第百六十三条若しくは第百六十五条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項若しくは第百六十五条の二第二項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

二十 第百六十五条、第百六十五条の二第十六項又は第百六十九条の規定に違反した者

第二百五条の二 第百五十六条の四十八若しくは第百五十六条の五十
第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記
録を作成したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金
に処する。

第二百五条の二の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該
違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百五十六条の二十の十五の認可を受けないで金融商品債務引
受業を廃止したとき。

二 第百五十六条の六十第一項の認可を受けないで紛争解決等業務
(第百五十六条の三十八第十一項に規定する紛争解決等業務をい
う。) の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。

三 第百五十六条の八十二第一項の認可を受けないで取引情報蓄積
業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。

第二百五条の二の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該
違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項、第三項若しくは第七項、第三十二条の三第
一項 (第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準
用する場合を含む。) 若しくは第二項、第三十三条の六第一項若
しくは第三項、第三十五条第三項若しくは第六項、第五十条第一
項、第五十七条の二第四項若しくは第六項、第五十七条の十四、第五十七

第二百五条の二 第百五十六条の四十八若しくは第百五十六条の五十
第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記
録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二百五条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円
以下の罰金に処する。

一 第百五十六条の二十の十五の認可を受けないで金融商品債務引
受業を廃止した者。

二 第百五十六条の六十第一項の認可を受けないで紛争解決等業務
(第百五十六条の三十八第十一項に規定する紛争解決等業務をい
う。) の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者。

三 第百五十六条の八十二第一項の認可を受けないで取引情報蓄積
業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者。

第二百五条の二の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円
以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項若しくは第三項、第三十二条の三第一項 (第
三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場
合を含む。) 若しくは第二項、第三十三条の六第一項若しくは第
三項、第三十五条第三項若しくは第六項、第五十条第一
項、第五十七条の二第四項若しくは第六項、第五十七条的十四、第五十七

第五十七条の十八第一項、第六十条の五（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第二項、第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第二項、第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十第二項、第二項、第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十四条の四（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条的三十一第一項若しくは第三項、第六十六条的五十四第一項若しくは第三項、第六十六条的六十六条の六十、第六十六条的七十五第一項若しくは第三項、第六十六条的七十九条の二十七第四項、第一百六条的三第五項（第一百六十六条的十九第一項、第六十六条的三十一第一項若しくは第三項、第六十六条的五十四第一項若しくは第三項、第六十六条的六十、第七十九条的二十七第四項、第一百六条的三第五項（第一百六十六条的十第四項及び第一百六条的十七第四項において準用する場合を含む。）、第一百五十六条的五第五项、第一百五十六条的五十五第一項、第一百五十六条的五五六项、第一百五十六条的五十五第一項、第一百五十六条的五五六项、第一百五十六条的六十六第二項、第一百五十六条的八十二第二項、第一百五十六条的八十六第四項又は第一百五十六条的八十六第四項又は第一百五十六条的八十八的規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十二条の三、第四十三条的四第一項若しくは第二項、第六十条の六又は第一百九十四条的規定に違反したとき。
三 第三十六条的二第一項若しくは第二項又は第六十六条的八第一項若しくは第二項的規定に違反したとき。

二 第三十二条の三、第四十三条的四第一項若しくは第二項、第六十条の六又は第一百九十四条的規定に違反した者
三 第三十六条的二第一項若しくは第二項又は第六十六条的八第一項若しくは第二項的規定に違反した者

四 第三十六条の二第三項又は第六十六条の八第三項の規定に違反して、第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示したとき。

五 第四十六条の三第三項（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十八条の二第三項、第五十七条の三第三項又は第五十七条の十五第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第五十条の二第十項及び第六十六条の四十第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつたとき。

七 第五十七条の二第五項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をしたとき。

八 第七十九条の三第一項後段の規定に違反したとき。

九 第七十九条の十六又は第一百五十六条の四十五第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

十一 第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第三十六条の二第三項又は第六十六条の八第三項の規定に違反して、第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 第四十六条の三第三項（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十八条の二第三項、第五十七条の三第三項又は第五十七条の十五第三項の規定による命令に違反した者

六 第五十条の二第十項及び第六十六条の四十第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

七 第五十七条の二第五項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者

八 第七十九条の三第一項後段の規定に違反した者

九 第七十九条の十六又は第一百五十六条の四十五第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

十一 第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十二 第七十九条の五十三第一項、第一百五十六条の六十第三項、第一百五十六条の六十一第三項又は第百五十六条の八十二第二項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

(削る)

(削る)

2) 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは職員又は第七十九条の五十第一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた者（当該者が法人であるときは、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）

二 第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、若しくは忌避した投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは職員若しくは第七十九条の五十第一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた者（当該者が法人であるときは、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）又は当該検査を妨げた者

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十二 第七十九条の五十三第一項、第一百五十六条の六十第三項、第一百五十六条の六十一第三項又は第百五十六条の八十二第二項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

せす、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(新設)

十四 第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二百六条 次の各号に掲げる違反があつた場合には、その行為をした認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する認

定金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、第一百二条の三第一項に規定する親商品取引所等、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、取引情報蓄積機関若しくは特定金融指標算出者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は特定金融指標算出者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

(削る)

五〇九 (略)

十〇十三 (略)

2

第七十九条の五十五第四項若しくは第七十九条の五十九第五項の

規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

五 第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六〇九の二 (略)

十〇十三 (略)

(新設)

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第百九十七条の二第一項又は第一百九十七条の三 五億円以下の罰金刑

三 第百九十八条第一項（第五号を除く。）又は第一百九十八条の三から第一百九十八条の五まで 三億円以下の罰金刑

四・五 (略)

六 第百九十八条第一項第五号、第一百九十八条の六第八号、第九号、第十二号、第十三号若しくは第十五号、第二百条第十二号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二若しくは第十九号、第二百一条（第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十号までを除く。）、第二百五条から第二百五条の二の二まで、第二百五条の二の三第一項又は前条第一項 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第一百九十七条、第一百九十七条の二第一項又は第一百九十七条の三の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 (略)

第二百七条の二 第百九十七条の二第二項第二号、第一百九十八条第二項又は第二百三条第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

一 (略)

二 第百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）又は第一百九十七条の三 五億円以下の罰金刑

三 第百九十八条（第四号の二及び第五号を除く。）又は第一百九十八条の三から第一百九十八条の五まで 三億円以下の罰金刑

四・五 (略)

六 第百九十八条第四号の二、第一百九十八条の六第八号、第九号、第十二号、第十三号若しくは第十五号、第二百条第十二号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二若しくは第十九号、第二百一条（第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十号までを除く。）、第二百五条から第二百五条の二の二まで、第二百五条の二の三（第十三号及び第十四号を除く。）又は前条（第五号を除く。）各本条の罰金刑

2 前項の規定により第一百九十七条、第一百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）又は第一百九十七条の三の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 (略)

第二百七条の二 第百九十七条の二第二項第二号、第一百九十八条第二号、第二百条第十二号、第二百九十八条第五号又は第二百三条第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者、海外投資家等、特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者若しくは投資運用関係業務受託業者の代表者若しくは役員、個人である金融商品取引業者、金融商品取引業者の個人である特定主要株主、個人である特例業務届出者、個人である海外投資家等特例業務届出者、個人である金融商品仲介業者、個人である高速取引行為者若しくは個人である投資運用関係業務受託業者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、外国法人である特例業務届出者、外国法人である海外投資家等特例業務届出者、外国法人である高速取引行為者若しくは外国法人である投資運用関係業務受託業者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算法人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者、外国法人である金融商品取引業者第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、外国法人である特例業務届出者、外国法人である海外投資家等特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）、若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、第百五十六条における代表者、証券金融会社の代表者若しくは役員、第一百五十六条

者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券金融会社の代表者若しくは役員、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）又は個人である特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一（四）（略）

五 第三十二条の二第二項、第五十一条、第五十一条の二、第五十三条第一項、第五十七条の六第一項、第五十七条的十九、第五十七条の二十一第一項若しくは第四項、第六十条の八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第六十三条の五第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条的十三第一項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条的第一項、第六十六条的四十一、第六十六条的六十二、第六十六条的八十四、第七十九条の三十七第五項、第七十九条的七十五、第一百五十六条的十六、第一百五十六条的二十的十三、第一百五十六条的三十三第一項、第一百五十六条的八十一又は第一百五十六条的九十一第一項の規定による命令（第五十七条的六第一項、第六十

の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）又は特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一（四）（略）

五 第三十二条の二第二項、第五十一条、第五十一条の二、第五十三条第一項、第五十七条の六第一項、第五十七条的十九、第五十七条的二十一第一項若しくは第四項、第六十条の八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第六十三条的五第一項（第六十三条的三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条的十三第一項（第六十三条的十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条的第一項、第六十六条的四十一、第六十六条的六十二、第六十六条的八十四、第七十九条的三十七第五項、第七十九条的七十五、第一百五十六条的十六、第一百五十六条的二十的十三、第一百五十六条的三十三第一項、第一百五十六条的八十一又は第一百五十六条的九十一第一項の規定による命令（第五十七条的六第一項、第六十

条の八第一項及び第六十六条の二十第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。務の停止の処分を除く。)に違反したとき。

六〇二十七 (略)

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一〇六の二 (略)

七 第六十条の四第二項 (六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十五条第二項、第六十六条の四十六第二項又は第六十六条の九十第二項の規定による命令に違反した者

八〇十 (略)

(没収された債権等の処分等)

第二百九条の五 第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第一百九十七条の二第一項第十三号又は第二百条第十四号の罪に関し没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

2 第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第一百九十七条の二第一項第十三号又は第二百条第十四号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

十六条の二十第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。)に違反したとき。

六〇二十七 (略)

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一〇六の二 (略)

七 第六十条の四第二項 (六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十五条第二項又は第六十六条の四十六第二項の規定による命令に違反した者

八〇十 (略)

(没収された債権等の処分等)

第二百九条の五 第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第一百九十七条の二第一項第十三号又は第二百条第十四号の罪に関し没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

2 第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第一百九十七条の二第一項第十三号又は第二百条第十四号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

(没収の裁判に基づく登記等)

第二百九条の六 権利の移転について登記又は登録（以下この条において「登記等」という。）を要する財産を第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第一百九十七条の二第一項第十三号又は第二百条第十四号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を關係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失つた处分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に關して組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第四章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

(刑事補償の特例)

第二百九条の七 第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第一百九十七条の二第一項第十三号又は第二百条第十四号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

附 則

(移行期間特例業務に関する特例)

第三条の三 金融商品取引業者、第三十三条第一項に規定する金融機

(没収の裁判に基づく登記等)

第二百九条の六 権利の移転について登記又は登録（以下この条において「登記等」という。）を要する財産を第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第一百九十七条の二第十三号又は第二百条第十四号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を關係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失つた处分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に關して組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第四章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

(刑事補償の特例)

第二百九条の七 第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第一百九十七条の二第一項第十三号又は第二百条第十四号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

附 則

(移行期間特例業務に関する特例)

第三条の三 金融商品取引業者、第三十三条第一項に規定する金融機

関、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者以外の者で、
外国の法令に準拠し、外国において投資運用業（第二十八条第四項
に規定する投資運用業をいう。以下この条において同じ。）を行う
者（以下この条において「外国投資運用業者」という。）は、第二
十九条及び第五十八条の二の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣
府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け
出で、移行期間特例業務を行うことができる。ただし、その届出の
日から五年を経過したとき（当該期間が経過するまでの間に、金融
商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）、特例業務届出者
又は海外投資家等特例業務届出者となつたときは、当該金融商品取
引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつ
たとき）、又は第四項の規定により適用される第六十三条の十第三
項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

一〇七 （略）

八 投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委
託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関
係業務の内容その他内閣府令で定める事項

九・十 （略）

2 （略）

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は
、移行期間特例業務を行つてはならない。
第一次のいずれかに該当する者

イ・ハ （略）

関、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者以外の者で、
外国の法令に準拠し、外国において投資運用業（第二十八条第四項
に規定する投資運用業をいう。以下この条において同じ。）を行う
者（以下この条において「外国投資運用業者」という。）は、第二
十九条及び第五十八条の二の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣
府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け
出で、移行期間特例業務を行うことができる。ただし、その届出の
日から五年を経過したとき（当該期間が経過するまでの間に、金融
商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）、特例業務届出者
又は海外投資家等特例業務届出者となつたときは、当該金融商品取
引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつ
たとき）、又は第四項の規定により適用される第六十三条の十第三
項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

一〇七 （略）

（新設）

八・九 （略）

2 （略）

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は
、移行期間特例業務を行つてはならない。
第一次のいずれかに該当する者

イ・ハ （略）

二 次のいずれかに該当する者

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と

の関係その他の事情に照らし、移行期間特例業務の信用を失墜させるおそれがあると認められる者

(2) その他移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める基準に該当する者

ホ・ヘ (略)

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ・ヘ (略)

ト 届出の対象となる移行期間特例業務のそれぞれにつき、その

執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員 (相

談役、顧問その他のいかななる名称を有する者であるかを問わず、

当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以

上の支配力を有するものと認められる者を含む。トにおいて同

じ。) 又は使用人を確保していないと認められる者。ただし、

届出を行う者が投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者

(当該投資運用関係業務を行うことにつき第六十六条の七十一

の登録又は第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている

者に限る。) に委託する場合における当該投資運用関係業務に

ついては、その業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は

使用人を確保していれば足りるものとする。

三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

二 移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

ホ・ヘ (略)

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ・ヘ (新設)

ト

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ・ヘ (新設)

イ 第二十九条の四第一項第三号口に該当する者

ロ (略)

ハ 届出の対象となる移行期間特例業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有していないと認められる者。ただし、届出を行う者が投資運用関係業務を行ふ資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき第六十六条の七十一の登録又は第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限る。）に委託する場合における当該投資運用関係業務については、その業務の監督を適切に行う能力を有することをもつて足りるものとする。

4

第一項の規定により外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合においては、同項の規定による届出を第六十三条の九第一項の規定による届出と、当該移行期間特例業務を第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務とみなして、この法律（第二十九条の四第一項第一号ロ(7)及び第二号ヘ(7)、第六十三条の九第一項及び第六項並びに第六十三条の十一を除く。）並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、第二条第四十
三項中「同項第一号」とあるのは「附則第三条の三第五項第一号」と、第六十三条の九第二項第一号及び第二号中「第六項第一号」とあるのは「附則第三条の三第三項第一号」と、同条第八項中「第三十九条」とあるのは「第三十八条の二、第三十九条」と、「第四十二条の七」とある

イ 第二十九条の四第一項第三号に該当する者

ロ (新設)

ハ

第一項の規定により外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合においては、同項の規定による届出を第六十三条の九第一項の規定による届出と、当該移行期間特例業務を第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務とみなして、この法律（第二十九条の四第一項第一号ロ(7)及び第二号ヘ(7)、第六十三条の九第一項及び第六項並びに第六十三条の十一を除く。）並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、第六十三条の九第二項第一号及び第二号中「第六項第一号」とあるのは「附則第三条の三第三項第一号」と、同条第八項中「第三十九条」とあるのは「第三十八条の二、第三十九条」と、「第四十二条の七」とある

十九条」とあるのは「第三十八条の二、第三十九条」と、「第四十二条の七」とあるのは「第四十二条の七、第四十二条の八」と、同条第九項中「海外投資家等特例業務として開始した前条第一項第一号に掲げる行為に係る第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利が前条第一項第一号」とあるのは「移行期間特例業務として開始した附則第三条の三第五項第一号イに掲げる行為に係る投資一任契約が同号イに規定する投資一任契約に該当しなくなつたとき、同号ロに掲げる行為に係る外国投資信託の受益証券に表示される権利が同号ロに規定する外国投資信託の受益証券に表示される権利に該当しなくなつたとき、又は同号ハに掲げる行為に係る第二条第二項第六号に掲げる権利が附則第三条の三第五項第一号ハ」と、「ときは又は当該権利を有する海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいう。）から出資され、若しくは拠出された金銭が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金銭に該当しなくなつたときは」とあるのは「ときは」と、第六十三条の十三第二項第一号中「又は」であるのは「（外国の法令を含む。）又は当該」と、第一百九十四条の七第二項第二号の三中「第六十三条の八第一項各号」とあるのは「附則第三条の三第五項各号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

のは「第四十二条の七、第四十二条の八」と、同条第九項中「海外投資家等特例業務として開始した前条第一項第一号に掲げる行為に係る第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利が前条第一項第一号」とあるのは「移行期間特例業務として開始した附則第三条の三第五項第一号イに掲げる行為に係る投資一任契約が同号イに規定する投資一任契約に該当しなくなつたとき、同号ロに掲げる行為に係る外国投資信託の受益証券に表示される権利が同号ロに規定する外国投資信託の受益証券に表示される権利に該当しなくなつたとき、又は同号ハに掲げる行為に係る第二条第二項第六号に掲げる権利が附則第三条の三第五項第一号ハ」と、「とき、又は当該権利を有する海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいう。）から出資され、若しくは拠出された金銭が主として非居住者からの出資若しくは拠出を受けた金銭に該当しなくなつたときは」とあるのは「どきは」と、第六十三条の十三第二項第一号中「又は」とあるのは「（外国の法令を含む。）又は当該」と、第一百九十四条の七第二項第二号の三中「第六十三条の八第一項各号」とあるのは「附則第三条の三第五項各号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 · 6

第一項、第二項、第三項（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第四項の規定は、外国投資運用業者（第三項第一号又は第一号（ロ及びハを除く。）に該当する者を除く。）の子会社が国内に

5 · 6

7 第一項、第二項、第三項（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第四項の規定は、外国投資運用業者（第三項第一号又は第二号（ロ及びハを除く。）に該当する者を除く。）の子会社が国内に

設ける営業所又は事務所において投資一任契約（その相手方が当該外国投資運用業者のみであるものに限る。）に基づき第二条第八項第十二号に掲げる行為（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）を業として行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「移行期間特例業務」とあるのは「第七項に規定する行為に係る業務」と、第一項第五号中「第五項各号に掲げる行為に係る業務の種別」とあるのは「第七項に規定する行為に係る業務」と、第四項中「同項」とあるのは「第七項に規定する行為に係る業務」と、第四項中「同項」とあるのは「第一項」と、「同項第一号」とあるのは「海外投資家等特例業務（第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいい、同項第一号に掲げる行為を行うものに限る。）」と、「附則第三条の三第五項第一号」とあるのは「附則第三条の三第七項に規定する行為に係る業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

設ける営業所又は事務所において投資一任契約（その相手方が当該外国投資運用業者のみであるものに限る。）に基づき第二条第八項第十二号に掲げる行為（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）を業として行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「移行期間特例業務」とあるのは「第七項に規定する行為に係る業務」と、第一項第五号中「第五項各号に掲げる行為に係る業務の種別」とあるのは「第七項に規定する行為に係る業務」と、第四項中「同項」とあるのは「第七項に規定する行為に係る業務」と、第四項中「同項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改 正 案

現 行

（運用の指図に係る権限を委託した場合の読み替え）

第十二条 （削る）

（運用の指図に係る権限の委託）

第十二条 投資信託委託会社は、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、当該指図に係る権限の全部を、第二条第一項に規定する政令で定める者その他の者に対し、委託してはならない。

投資信託委託会社がその運用の指図を行う特定の投資信託財産について、当該指図に係る権限の全部又は一部を委託した場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「投資信託委託会社」とあるのは、「投資信託委託会社（当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。）」とする。

（投資法人から委託された権限を再委託した場合の読み替え）

第二百二条 （削る）

（投資法人から委託された権限の再委託等）

2 | 投資信託委託会社がその運用の指図を行う特定の投資信託財産について、当該指図に係る権限の全部又は一部を委託した場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「投資信託委託会社」とあるのは、「投資信託委託会社（当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。）」とする。

資産運用会社が投資法人から委託された資産の運用に係る権限の全部又は一部を再委託した場合における第二百一条の規定の適用については、同条中「資産運用会社」とあるのは、「資産運用会社（当該資産

第二百二条 資産運用会社は、投資法人の委託を受けてその資産の運用を行いう場合において、当該投資法人から委託された資産の運用に係る権限の全部を他の者に対し、再委託してはならない。

2 | 資産運用会社が投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合における第二百一条の規定の適用については、同条中「資産運用会社」とあるのは、「資産運用会社（当該資産

当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の全部又は一部の再委託を受けた者を含む。」とする。

(資産運用会社の責任)

第二百四条 資産運用会社（当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の全部又は一部の再委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。）がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その資産運用会社は、当該投資法人に対し連帶して損害を賠償する責任を負う。

2・3 (略)

(業務改善命令)

第二百四条 内閣総理大臣は、設立中の投資法人の設立企画人、設立時執行役員若しくは設立時監督役員若しくは投資法人又は当該投資法人の資産運用会社、当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の全部又は一部の再委託を受けた者、資産保管会社若しくは一般事務受託者の業務（投資法人に係る業務に限る。以下この項において同じ。）の状況に照らして、投資法人の業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資主の保護を図るために必要があると認めるときは、当該設立企画人又は当該投資法人に対し、その必要な限度において、業務の方法の変更、資産運用会社の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。」とする。

(資産運用会社の責任)

第二百四条 資産運用会社（当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。）がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その資産運用会社は、当該投資法人に対し連帶して損害を賠償する責任を負う。

2・3 (略)

(業務改善命令)

第二百四条 内閣総理大臣は、設立中の投資法人の設立企画人、設立時執行役員若しくは設立時監督役員若しくは投資法人又は当該投資法人の資産運用会社、当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者、資産保管会社若しくは一般事務受託者の業務（投資法人に係る業務に限る。以下この項において同じ。）の状況に照らして、投資法人の業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資主の保護を図るために必要があると認めるときは、当該設立企画人又は当該投資法人に対し、その必要な限度において、業務の方法の変更、資産運用会社の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

(金融商品取引法等の適用に関する特例)

第二百二十三条の三 金融商品取引業者又は金融商品取引業者となるうとする者が、業として不動産等（金融商品取引法第三十五条第一項第十五号イに規定する不動産その他の政令で定める資産をいう。）に対する投資として委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行おうとし、又は登録投資法人の資産の運用を行おうとする場合における同法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 ～ 7	(略)	(略)	(略)	(略)
	第二十九条の四 第一項第一号ホ (2)及び第一号の 二	金融商品取引業	金融商品取引業（業として特定投資運用行為を行おうとする場合にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を含む。）	
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	

(金融商品取引法等の適用に関する特例)

第二百二十三条の三 金融商品取引業者又は金融商品取引業者となるうとする者が、業として不動産等（金融商品取引法第三十五条第一項第十五号イに規定する不動産その他の政令で定める資産をいう。）に対する投資として委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行おうとし、又は登録投資法人の資産の運用を行おうとする場合における同法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 ～ 7	(略)	(略)	(略)	(略)
	第二十九条の四 第一項第一号ホ (2)及び第一号の 二	金融商品取引業	金融商品取引業（業として特定投資運用行為を行おうとする場合にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を含む。）	
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処する。

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

し、又はこれを併科する。

一 第三条又は第七条の規定に違反したとき。

二 第十四条第一項又は第二項（これらの規定を第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

三 第二十六条第一項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項、第二百十九条第一項又は第二百二十条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第四十七条第一項又は第四十八条の規定に違反したとき。

五 第百九十六条第一項の規定に違反して、募集等に係る事務を行つたとき。

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項又は第二百十一条第一項若しくは第二項の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

二 第二十二条第一項若しくは第二百十三条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し

一 第三条又は第七条の規定に違反した者

二 第十四条第一項又は第二項（これらの規定を第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三 第二十六条第一項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項、第二百十九条第一項又は第二百二十条第一項の規定による命令に違反した者

四 第四十七条第一項又は第四十八条の規定に違反した者

五 第百九十六条第一項の規定に違反して、募集等に係る事務を行つた者

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項又は第二百十一条第一項若しくは第二項の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

二 第二十二条第一項若しくは第二百十三条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し

て答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

三 第二百十三条第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定に違反したとき。

二 第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したとき。

第二百四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項、第十四条第三項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）、第十六条（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）、第十九条（第五十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第五十八条第一項、第一百九十二条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第四条第二項又は第四十九条第二項の投資信託約款に記載すべ

て答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第二百十三条第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定に違反した者

二 第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

第二百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項、第十四条第三項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）、第十六条（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）、第十九条（第五十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第五十八条第一項、第一百九十二条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四条第二項又は第四十九条第二項の投資信託約款に記載すべ

き事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第五条第一項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

四 第十三条第一項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第二百三条第一項若しくは第二項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

五 第二十四条第三項の規定による公告をしなかつたとき。

六 第五十八条第二項、第二百二十条第二項又は第二百二十二条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして添付したとき。

七 第六十九条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出したとき。

八 第百八十八条第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

九 第二百十二条の規定による営業報告書を提出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

十 第二百十五条第一項の規定による臨時報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

第二百四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

き事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第五条第一項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十三条第一項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第二百三条第一項若しくは第二項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

五 第二十四条第三項の規定による公告をしなかつた者

六 第五十八条第二項、第二百二十条第二項又は第二百二十二条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして添付した者

七 第六十九条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

八 第百八十八条第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出した者

九 第二百十二条の規定による営業報告書を提出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして提出した者

十 第二百十五条第一項の規定による臨時報告書に虚偽の記載をして提出した者

第二百四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第六項又は第五十条第二項に規定する事項を記載しない受益証券又は虚偽の記載をした受益証券を発行したとき。

二 第二十五条第二項（第五十九条において準用する場合を含む。）又は第一百八十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつたとき。

三 第一百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）又は第三十七条の四の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

一 第六条第六項又は第五十条第二項に規定する事項を記載しない受益証券又は虚偽の記載をした受益証券を発行した者

二 第二十五条第二項（第五十九条において準用する場合を含む。）又は第一百八十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

三 第一百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）又は第三十七条の四の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

改 正 案

現 行

第三十条の四 （略）

② 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一 （略）

二 金融商品取引法第二百九十七条、第二百九十七条の二第一項第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第二百九十八条第一項第八号、第二百九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は二百五十五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十条第一項第三号の事業

第三十条の四 （略）

② 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一 （略）

二 金融商品取引法第二百九十七条、第二百九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第二百九十八条第一項第八号、第二百九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は二百五十五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十条第一項第三号の事業

改 正 案

現 行

（役員の資格）

第三十四条の四 （略）

2 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一 （略）

二 金融商品取引法第二百九十七条、第二百九十七条の二第一項第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第二百九十八条第一項第八号、第二百九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五一条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十一条第一項第四号の事業

（役員の資格）

第三十四条の四 （略）

2 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一 （略）

二 金融商品取引法第二百九十七条、第二百九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第二百九十八条第一項第八号、第二百九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五一条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十一条第一項第四号の事業

改 正 案

現 行

（役員の資格等）

第五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一（三）（略）

四 この法律、中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法

人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法第百九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第一百九十七条の二（第一項第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで（有価証券の無届募集等の罪）、第一百九十八条第一項第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第一百九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（金融商品取引業者等の役職員者等の役職員に対する贈賄罪）若しくは第二百五一条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪）、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害

（役員の資格等）

第五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一（三）（略）

四 この法律、中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法

人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法第百九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第一百九十七条の二（第一項第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで（有価証券の無届募集等の罪）、第一百九十八条第一項第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第一百九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（金融商品取引業者等の役職員に対する贈賄罪）若しくは第二百五一条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪）、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害

する職務妨害の罪) 若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、
欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十七条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十九条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪）、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、
賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五条）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 (略)

の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、
第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十七条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十九条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪）、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、
賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五条）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

改 正 案

現 行

（役員の資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一（略）

四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第一百九十七条の二第一項第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで（有価証券の無届募集等の罪）、第一百九十八条第一項第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第一百九十九条（報告拒絶等の罪）、

第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（金融商品取引業者等の役職員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十一条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する

（役員の資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一（略）

四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第一百九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで（有価証券の無届募集等の罪）、第一百九十八条第一項第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第一百九十九条（報告拒絶等の罪）、

第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（金融商品取引業者等の役職員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十一条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する

人等に対する職務妨害の罪) 若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 （略）

職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 （略）

改 正 案

現 行

（役員の資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一（略）

四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第一百九十七条の二第一項第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで（有価証券の無届募集等の罪）、第一百九十八条第一項第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第一百九十九条（報告拒絶等の罪）、

第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（金融商品取引業者等の役職員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する

（役員の資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一（略）

四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第一百九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで（有価証券の無届募集等の罪）、第一百九十八条第一項第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第一百九十九条（報告拒絶等の罪）、

第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（金融商品取引業者等の役職員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する

人等に対する職務妨害の罪) 若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 （略）

職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 （略）

改 正 案

現 行

（役員の資格）

第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一（略）

四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条、第一百九十七条の二第一項第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第一百九十八条第一項第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第十二号

の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

（役員の資格）

第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一（略）

四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第一百九十八条第一号、第二百九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項若しくは第二百五十五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五

(略)

五

(略)

改 正 案

（取締役の資格等）

第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一・二 （略）

三 この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取

引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一項第一号から第十号の

三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第一百九十八条第一項

第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、

第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項若しくは第二百

五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民

事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第

二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第

二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（

平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十

八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第二

五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条か

ら第二百七十二条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産

法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六

条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十

現 行

（取締役の資格等）

第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一・二 （略）

三 この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取

引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号の三まで

若しくは第十三号から第十五号まで、第一百九十八条第八号、第一百

九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若し

くは第二十一号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号か

ら第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民事再生法（平

成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条

、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条

の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法

律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは

第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第

二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十

一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六

年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六

十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯

四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2
6
四
(略)

し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けること
とがなくなつた日から二年を経過しない者

2
6
四
(略)

改 正 案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の二—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能證明の事項	課税標準	税率
一〇四十（略）		

四十一 金融商品取引業者の登録若しくは業務の認可、外国証券業者の引受業務、取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引等業務の許可、金融商品仲介業者、信用格付業者若しくは投資運用関係業務受託業者の登録、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業の免許又は金融商品取引清算機関の連携金融商品債務引受業務の認可

現 行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の二—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能證明の事項	課税標準	税率
一〇四十（略）		

四十一 金融商品取引業者の登録若しくは業務の認可、外国証券業者の引受業務、取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引等業務の許可、金融商品仲介業者若しくは信用格付業者の登録、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業の免許又は連携金融商品債務引受業務の認可

(+) 金融商品取引法第六十六条の 業務受託業者の登録	(+) 九万円	（略）
登録件数	登録件数	（略）
一件につき	一件につき	（略）

(新設)	(新設)	（略）
（新設）	（新設）	（略）
（新設）	（新設）	（略）

		七十五第四項（変更登録等）の
		変更登録（同法第六十六条の七）
		十二第一項第六号（登録の申請）
		（）の業務の種別の増加に係るも
		のに限る。）
四 十 二 ～ 百 六 十	（略）	（略）
		（略）
		九 万 円

		（九）
		（十一）
		（略）
四 十 二 ～ 百 六 十	（略）	（略）
		（略）
		（略）

改 正 案

現 行

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）

省 又は財務 省	三 金融 厅 又は財務 省	一(二) (略)	提供を受け る国機関 又は法人	事 務	
				事 務	事 務
三 金融 厅 又は財務 省	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十九条の登録、同法第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項（同法第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の届出、同法第三十三条の二の登録、同法第三十三条の六第一項、第五十条の二第一項、第五十七条の十三第一項若しくは第五十七条の十四の届出、同法第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可、同法第六十条の五第一項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第二項若しくは第八項（同	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十九条の登録、同法第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項（同法第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の届出、同法第三十三条の二の登録、同法第三十三条の六第一項、第五十条の二第一項、第五十七条の十三第一項若しくは第五十七条の十四の届出、同法第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可、同法第六十条の五第一項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第二項若しくは第八項（同	提供を受け る国機関 又は法人	事 務	事 務

省 又は財務 省	三 金融 厅 又は財務 省	一(二) (略)	提供を受け る国機関 又は法人	事 務	
				事 務	事 務
三 金融 厅 又は財務 省	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十九条の登録、同法第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項（同法第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の届出、同法第三十三条の二の登録、同法第三十三条の六第一項、第五十条の二第一項、第五十七条の十三第一項若しくは第五十七条の十四の届出、同法第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可、同法第六十条の五第一項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第二項若しくは第八項（同	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十九条の登録、同法第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項（同法第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の届出、同法第三十三条の二の登録、同法第三十三条の六第一項、第五十条の二第一項、第五十七条の十三第一項若しくは第五十七条の十四の届出、同法第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可、同法第六十条の五第一項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第二項若しくは第八項（同	提供を受け る国機関 又は法人	事 務	事 務

法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項若しくは第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第七項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十第二項若しくは第三項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十三条の十一第一項の届出、同法第六十四条第一項の登録、同法第六十四条の四の届出、同法第六十六条の登録、同法第六十六条の五第一項若しくは第六十六条の十九第一項の届出、同法第六十六条の二十七の登録、同法第六十六条の三十一第一項若しくは第六十六条の四十第一項の届出、同法第六十六条の五十の登録、同法第六十六条の五十四第一項若しくは第六十六条の六十一第一項の届出、同法第六十六条の七十一の登録、同法第六十六条の七十五第一項若しくは第六十六条の八十三第一項の届出、同法第六十七条の二第二項の認可、同法第七十八条第一項の認定、同法第七十九条の三十第一項の認可、同法第八十条第一項の免許、同法第一百一条の十七第一項の認可、同法第一百二条の十四の認可、同法第一百三条の認可、同法第一百二条の十四の認可、同法第一百三条の

法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項若しくは第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第七項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十第二項若しくは第三項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十三条の十一第一項の登録、同法第六十四条第一項の登録、同法第六十四条の四の届出、同法第六十六条の登録、同法第六十六条の五第一項若しくは第六十六条の十九第一項の届出、同法第六十六条の二十七の登録、同法第六十六条の三十一第一項若しくは第六十六条の四十第一項の届出、同法第六十六条の五十の登録、同法第六十六条の五十四第一項若しくは第六十六条の六十一第一項の届出、同法第六十七条の二第二項の認可、同法第七十八条第一項の認定、同法第七十九条の三十第一項の認可、同法第八十条第一項の免許、同法第一百一条の十七第一項の認可、同法第一百二条の十四の認可、同法第一百三条の認可、同法第一百二条の十四の認可、同法第一百三条の

二第三項若しくは第一百三条の三第一項の届出、同法第一百六条の三第一項の認可、同条第三項（同法第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第一百六条の十四第三項若しくは第一百六条の十五の届出、同法第一百六条の十七第一項若しくは第一百四十九条第一項の認可、同法第一百五十五条第一項の認可、同法第一百五十五条第一項の認可、同法第一百五十五条第一項の免許、同法第一百五十六条の五の三第一項の届出、同法第一百五十六条の五の五第一項の認可、同条第三項の届出、同条第四項ただし書の認可、同法第一百五十六条の十三の届出、同法第一百五十六条の二十の二の免許、同法第一百五十六条の二十の十一の届出、同法第一百五十六条の二十の十六第一項の認可、同法第一百五十六条の二十の二十一第二項の届出、同法第一百五十六条の二十四第一項の免許、同法第一百五十六条の二十八第三項の届出、同法第一百五十六条の六十七第一項の指定又は同法第一百五十六条の七十七第一項、第一百五十六条の八十六第一項若しくは第四項若しくは附則第三条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるも

第十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)の届出、同法第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第一百六条の十四第三項若しくは第一百六条の十五の届出、同法第一百六条の十七第一項若しくは第一百四十条第一項の認可、同法第一百四十九条第二項の届出、同法第一百五十五条第一項の認可、同法第一百五十五条の七の届出、同法第一百五十六条の二の免許、同法第一百五十六条の五の三第一項の届出、同法第一百五十六条の五の五第一項の認可、同条第三項の届出、同条第四項ただし書の認可、同法第一百五十六条の十三の届出、同法第一百五十六条の二十の二の免許、同法第一百五十六条の二十の十一の届出、同法第一百五十六条の二十の十六第一項の認可、同法第一百五十六条の二十の二十一第二項の届出、同法第一百五十六条の二十四第一項の免許、同法第一百五六条の二十八第三項の届出、同法第一百五十六条の二十七第一項の指定又は同法第一百五十六条の七第一項、第一百五十六条の八十六第一項若しくは第四項若しくは附則第三条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四百二十三の
(略)

四百二十三の
(略)

○ 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第二百八号）
（附則第十五條）

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
(定義)	(定義)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる法人をいう。	2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる法人をいう。
一 (略)	一 (略)
二 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）	二 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）
同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）	同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）
三 (略)	三 (略)
3 6 (略)	3 6 (略)

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対しても手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。

一〇七 （略）

八 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、次のいずれかに該当するもの（第一号から第六号までに掲げる者を除く。）

イ 金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）

口 （略）
九〇十三 （略）

（定義）

第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させ POSSIBILITY ことができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対しても手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。

一〇七 （略）

八 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、次のいずれかに該当するもの（第一号から第六号までに掲げる者を除く。）

イ 金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）

口 （略）
九〇十三 （略）

2

2

改
正
案

現
行

（口座管理機関の口座の開設）

第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）

2
(略)

（口座管理機関の口座の開設）

第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）

2
(略)

改
正
案

現
行

（議決権のある株式の株主の資格等）

第六条
(略)

2(7)
(略)

8 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）であつて無資格者であるものについては、第一項、第一項、第二項及び第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該金融商品取引業者は、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権その他の権利を行使することができない。

（議決権のある株式の株主の資格等）

第六条
(略)

2(7)
(略)

8 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）であつて無資格者であるものについては、第一項、第二項及び第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該金融商品取引業者は、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権その他の権利を行使することができない。

改 正 案

現 行

（金融商品仲介業の登録等に関する特例）

第八十五条

（略）

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第二条第十一項中「次に掲げる行為（第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれか」とあるのは、「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか（郵政民営化法第二十条第一項第四号ロ及びハに掲げる業務に係るものに限る。）」とする。

（金融商品仲介業の登録等に関する特例）

第八十五条

（略）

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第二条第十一項中「次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれか」とあるのは、「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか（郵政民営化法第二十条第一項第四号ロ及びハに掲げる業務に係るものに限る。）」とする。

改 正 案

附 則

第六十八条（略）

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第二条第十一項中「次に掲げる行為（第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれか」とあるのは、「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際ににおける同法第一百十条第一項第四号ロに掲げる業務に係るものに限る。）」とする。

現 行

附 則

第六十八条（略）

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第二条第十一項中「次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれか」とあるのは、「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際ににおける同法第一百十条第一項第四号ロに掲げる業務に係るものに限る。）」とする。

	改 正 案	現 行
	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次号イからエまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>イヽツ ネ 投資運用関係業務受託業者 ナヽエ （略）</p> <p>四ヽ三十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次号イからシまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>イヽツ ネヽシ （新設） シヽシ （略）</p> <p>四ヽ三十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>